

阿賀町
障 害 者 計 画
第 6 期障害福祉計画
第 2 期障害児福祉計画

令和 3 年 3 月

阿 賀 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	5
第2章 障害者を取り巻く状況.....	6
1 人口の状況.....	6
2 障害者の状況.....	7
(1) 身体障害者の状況.....	8
(2) 知的障害者の状況.....	11
(3) 精神障害者の状況.....	13
(4) 障害支援区分別の認定者数.....	14
3 アンケート調査の概要.....	15
(1) 調査目的.....	15
(2) 調査内容.....	15
(3) 回収結果.....	15
(4) 調査結果の見方.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1 計画の基本理念.....	26
2 計画の基本目標.....	29
3 SDG s の推進.....	30
4 施策の体系.....	31
第4章 施策の展開.....	32
1 生活支援サービスの充実.....	32
(1) 相談支援体制の構築.....	32
(2) 地域生活支援拠点等の推進.....	32
(3) 在宅サービス等の充実.....	33
(4) 障害児支援の充実.....	33
(5) 障害福祉サービス等の充実.....	33
2 保健・医療の充実.....	36
(1) 障害の原因となる疾病等の予防と重度化予防.....	36
(2) 障害の早期発見・早期対応.....	36
(3) 医療対策の充実.....	36
(4) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築.....	36

3	保育・教育、文化活動・スポーツ等の社会参加の促進	38
(1)	保育・教育環境の整備	38
(2)	文化芸術活動・スポーツ等の振興	38
(3)	情報提供・コミュニケーション支援の充実	38
4	雇用・就業、経済的自立の支援	40
(1)	障害者雇用の促進	40
(2)	総合的な就労支援	40
(3)	福祉的就労支援	40
(4)	経済的自立の支援	40
(5)	農福連携の推進	40
5	安全・安心なまちづくり	42
(1)	福祉のまちづくり	42
(2)	移動手段の充実	42
(3)	防災・防犯対策・感染症対策の推進	42
6	広報・啓発活動の推進	44
(1)	広報・啓発活動の充実	44
(2)	障害者理解の促進	44
(3)	情報提供の充実	44
第5章	第6期障害福祉計画	46
1	第5期計画の目標の達成状況	47
(1)	施設入所者の地域生活への移行	47
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	48
(3)	地域生活支援拠点等の整備	48
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	49
2	第6期計画の成果目標	52
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	52
(2)	地域生活支援拠点等の整備	52
(3)	福祉施設から一般就労への移行等について	53
(4)	相談支援体制の充実・強化等	55
(5)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	55
3	障害福祉サービス等の実績と計画	56
(1)	訪問系サービス	56
(2)	日中活動系サービス	61
(3)	居住系サービス	72
(4)	相談支援	75
(5)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	78
(6)	相談支援体制の充実・強化等	80
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	81

4 地域生活支援事業の実績と計画	82
(1) 地域生活支援事業の実績と計画	82
(2) 任意事業	88
第6章 第2期障害児福祉計画	89
1 第1期計画の目標の達成状況	89
(1) 障害児支援の提供体制	89
(2) 医療的ケア児に対する支援	89
2 第2期計画の成果目標	90
(1) 障害児支援の提供体制の整備等	90
3 障害児通所支援等の計画	91
(1) 障害児通所支援	91
(2) 障害児相談支援等	95
(3) 発達障害者等に対する支援	96
第7章 計画の推進	98
1 計画の推進体制	98
2 自立支援協議会との連携	98
3 サービスの質の確保と人材の育成・確保	98
4 計画の進行管理・評価	98
5 計画の周知	99
資料編	100
1 阿賀町障害者自立支援協議会 計画策定委員会 審議経過	100
2 阿賀町障害者自立支援協議会 計画策定委員会 委員名簿	100

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

これまで国においては、2009年12月に、政府が障害者制度改革推進本部を設置したことを機に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）等の国内法が整備されました。

このような中、阿賀町では「豊かな自然・かがやく文化・みんなで築く安心のまち」を基本理念に掲げた第2次阿賀町総合計画（後期基本計画）に基づき、町民すべてが、充実した保健医療や福祉サービスの恩恵を受けることのできる仕組みづくりと災害への備えを強化してきました。また、障害者施策に関する計画として、平成27年3月に策定した阿賀町障害者計画及び平成30年3月に阿賀町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定し、成年後見制度の普及・充実、障害者の生活支援、就労等の支援などを総合的に推進してきました。

この度、令和2年度に両計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検討し、国や県の指針及び近年の障害者支援改革を踏まえ、障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、だれもが同じ地域の一員として共に生きる「地域共生社会」の実現に向け、「阿賀町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

国の動向

障害のある人を取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、国の制度や社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応した計画として策定しています。

① 障害者基本法の一部改正

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成23年8月に施行されました。

② 障害者虐待防止法の施行

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とする障害者虐待防止法が、平成24年10月に施行されました。

③ 障害者差別解消法の施行

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されました。

④ 成年後見制度利用促進法

認知症、知的障害その他の精神上の障害のある人等が成年後見制度を十分に利用していないことから、共生社会の実現のために制度の利用を促進することを目的として、平成28年5月に施行されました。

⑤ 発達障害者支援法の一部改正

発達障害のある人への支援は社会的障壁を除去するために行う等の基本理念の追加や、生活の実態に応じて医療、保健、福祉、教育、労働等に関する機関が連携し、切れ目なく支援が行われることを目的として、平成28年8月に施行されました。

⑥ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、自立生活援助や就労定着支援、重度訪問介護、補装具費の支給範囲の拡大などについて支援するとともに、重度障害児や障害をもった乳児などへのきめ細かな対応に努めることを目的として、平成30年4月に施行されました。

⑦ 障害者雇用促進法の一部改正

国及び地方公共団体において障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じるとともに、民間事業主においては、短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保することを目的として、令和2年4月に施行されました。

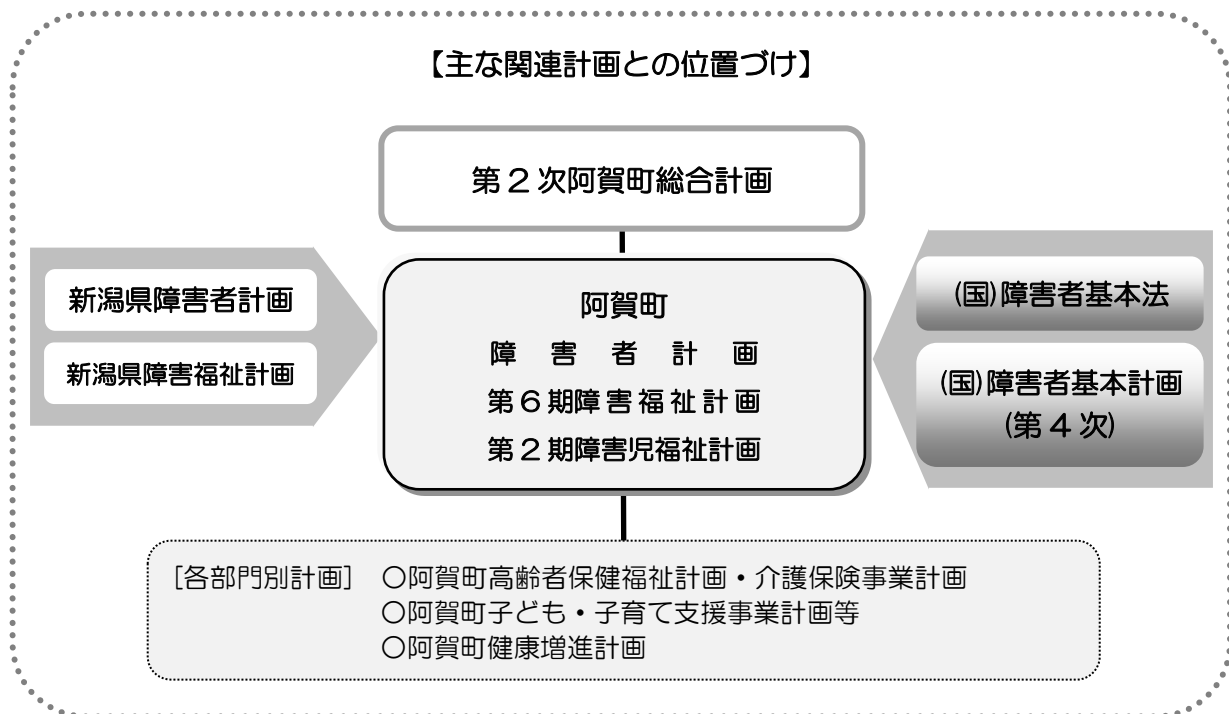
2 計画の位置づけ

「阿賀町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「阿賀町第6期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、阿賀町障害者計画の基本理念、基本目標等を踏まえた計画となっています。本町における障害福祉サービス、相談支援の提供に関する具体的な数値目標等を定め、地域生活支援事業の実施に関する事項を掲げた計画です。

「阿賀町第2期障害児福祉計画」は、障害児を対象とした児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

なお、本計画は、国の基本計画及び基本指針、新潟県の障害者計画を踏まえ、上位計画にあたる「阿賀町総合計画」と調和が保たれたものとしします。



3 計画の期間

障害者計画の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間としますが、障害者基本法の改正等に伴い、計画期間中でも必要な場合は見直しを行います。

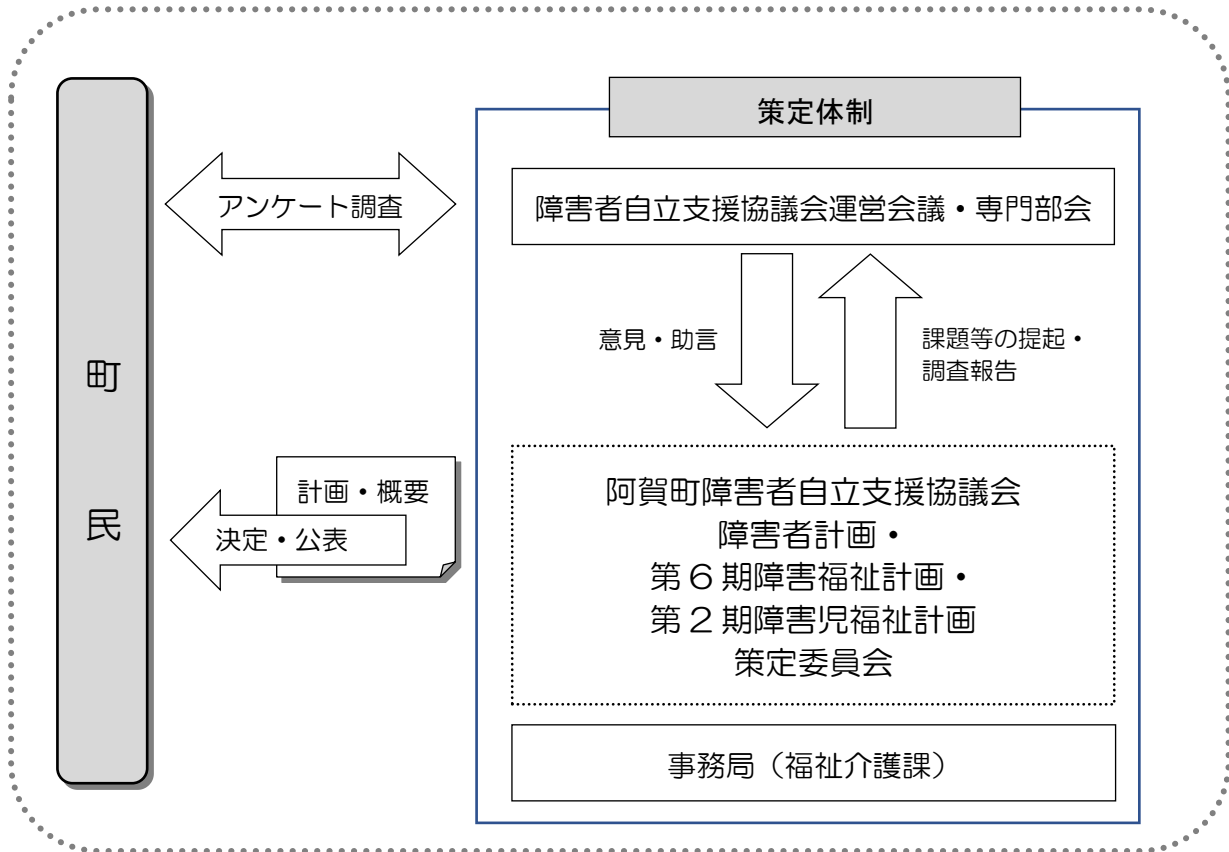
第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

【障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の期間】

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者計画								
			障害者計画（6年間）⇒					
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画								
			第6期障害福祉計画⇒ 第2期障害児福祉計画⇒					
						第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、次に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、町民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。



【町民意見の計画反映】

障害福祉サービスなどの利用意向及び生活実態を把握するため、令和2年7月に「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

【阿賀町障害者自立支援協議会／障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会の開催】

本計画策定にあたっては、障害福祉関係者、学識経験者、雇用関係者等による阿賀町障害者自立支援協議会／障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会を開催し、幅広い意見の反映に努めるとともに、審議を行いました。

【パブリックコメントの実施】

計画素案に対し、パブリックコメントを実施。

【県への報告】

サービス見込み量、地域生活支援事業の見込み量、数値目標等の国への中間報告及び実績数値を報告し、県のヒアリングを受け、情報交流を図りました。

第2章 障害者を取り巻く状況

1 人口の状況

総人口は、平成28年からみると減少傾向となっており、令和2年は10,595人となっています。どの年齢区分も人口は減少傾向にありますが、人口に占める高齢者人口割合は増加傾向にあり、令和2年には5,118人で高齢化率は48.3%となっています。

[人口の推移]

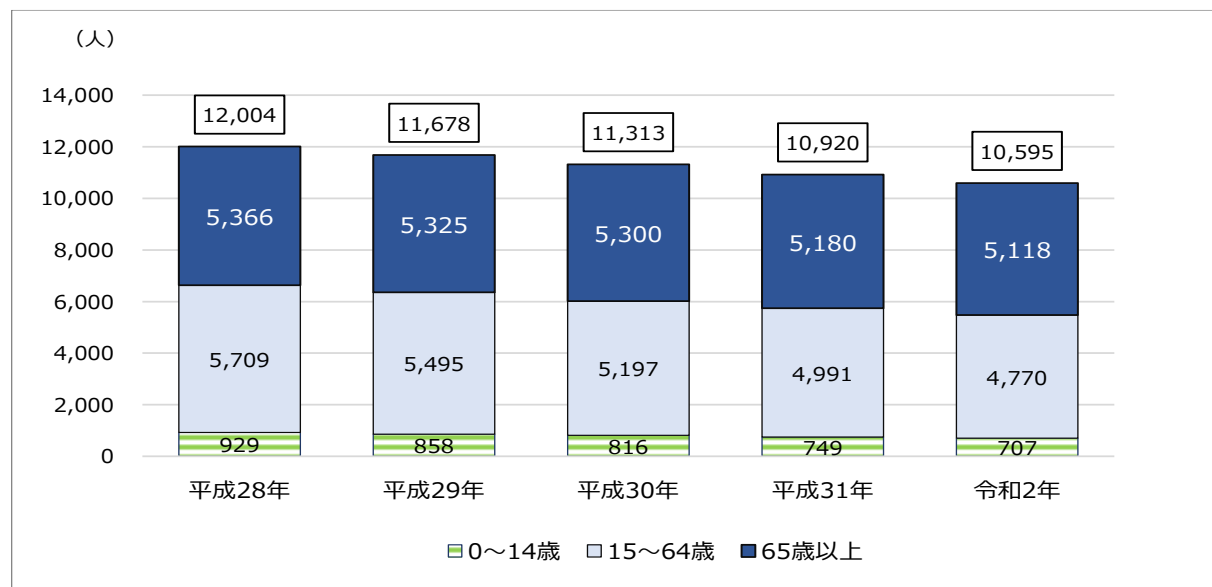
(単位：人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
総人口	12,004	11,678	11,313	10,920	10,595
0～14 歳	929 (7.7%)	858 (7.3%)	816 (7.2%)	749 (6.9%)	707 (6.7%)
15～64 歳	5,709 (47.6%)	5,495 (47.1%)	5,197 (45.9%)	4,991 (45.7%)	4,770 (45.0%)
65 歳以上	5,366 (44.7%)	5,325 (45.6%)	5,300 (46.8%)	5,180 (47.4%)	5,118 (48.3%)

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※これより、表中の構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。

[人口の推移]



2 障害者の状況

障害者の推移をみると、平成28年から総人口と同様に毎年減少の傾向にあります。総人口に占める割合は、平成28年と比較して令和2年は0.4ポイント低い7.7%となっています。今後は減少傾向で推移することが予測されます。

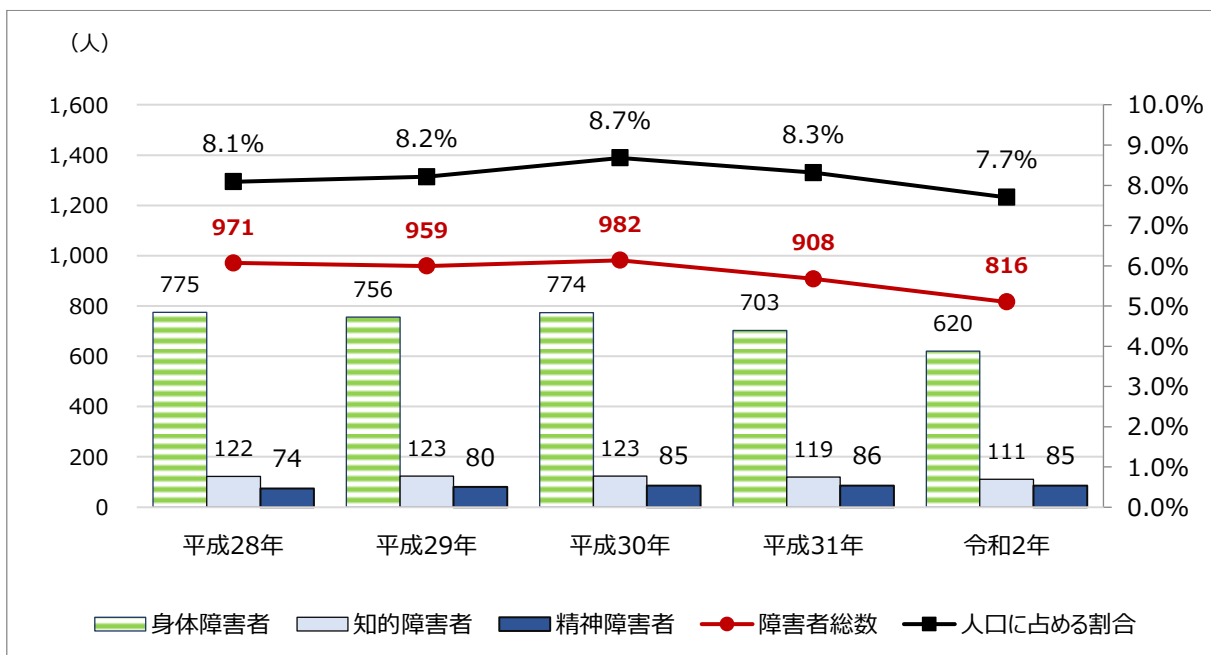
【総人口、障害者総数の推移】

(単位：人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
総人口	12,004	11,678	11,313	10,920	10,595
障害者総数	971	959	982	908	816
身体障害者	775	756	774	703	620
知的障害者	122	123	123	119	111
精神障害者	74	80	85	86	85
人口に占める割合	8.1%	8.2%	8.7%	8.3%	7.7%

資料：福祉介護課（各年 4 月 1 日現在）

【障害者総数の推移】



(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移は、令和2年では620人と前年より83人の減少となっています。年齢区分別でも、18歳未満、18歳～64歳、65歳以上いずれも減少となっています。

障害種別割合をみると、肢体不自由が占める割合が高くなっています。また、等級別割合をみると、1級～4級までで全体の90%近くを占めています。

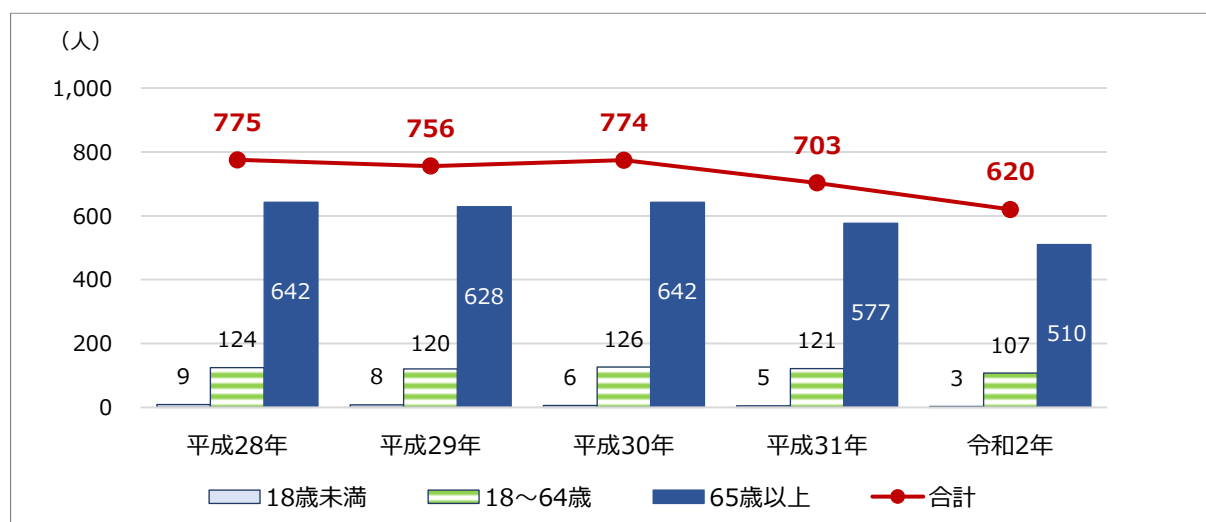
[年齢別身体障害者手帳所持者数の推移]

(単位：人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
18 歳未満	9	8	6	5	3
18～64 歳	124	120	126	121	107
65 歳以上	642	628	642	577	510
合計	775	756	774	703	620

資料：福祉介護課（各年4月1日現在）

[身体障害者の状況]



[身体障害者手帳所持者の障害種別割合]

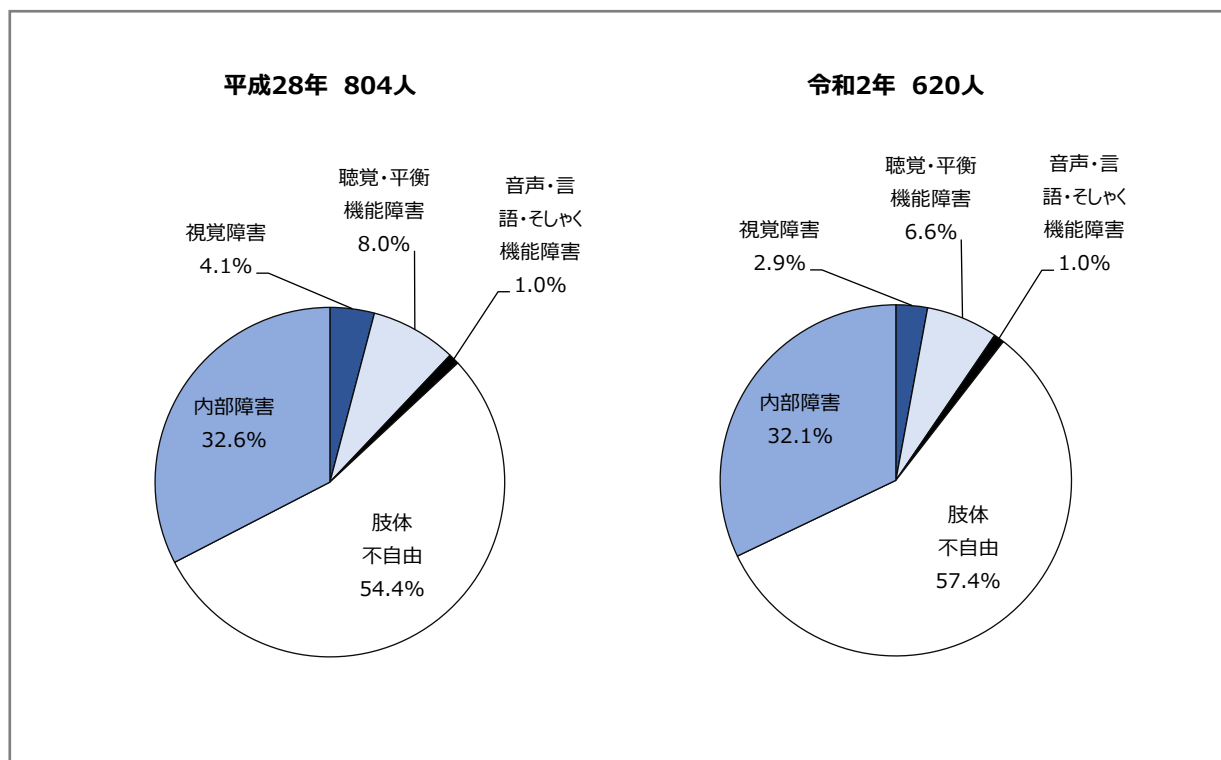
(単位：人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
視覚障害	33 (4.1%)	32 (4.0%)	31 (4.0%)	28 (4.0%)	18 (2.9%)
聴覚・平衡機能 障害	64 (8.0%)	62 (7.7%)	56 (7.2%)	51 (7.3%)	41 (6.6%)
音声・言語・そしゃく機 能障害	8 (1.0%)	8 (1.0%)	8 (1.0%)	8 (1.1%)	6 (1.0%)
肢体不自由	437 (54.4%)	435 (54.3%)	421 (54.4%)	385 (54.8%)	356 (57.4%)
内部障害	262 (32.6%)	264 (33.0%)	258 (33.3%)	231 (32.9%)	199 (32.1%)
合計	804	801	774	703	620

資料：福祉介護課（各年 4 月 1 日現在）

※障害種別者数は、障害の重複者等が含まれるため、合計が一致しない場合があります。

[身体障害者手帳所持者の障害種別割合]



第2章 障害者を取り巻く状況

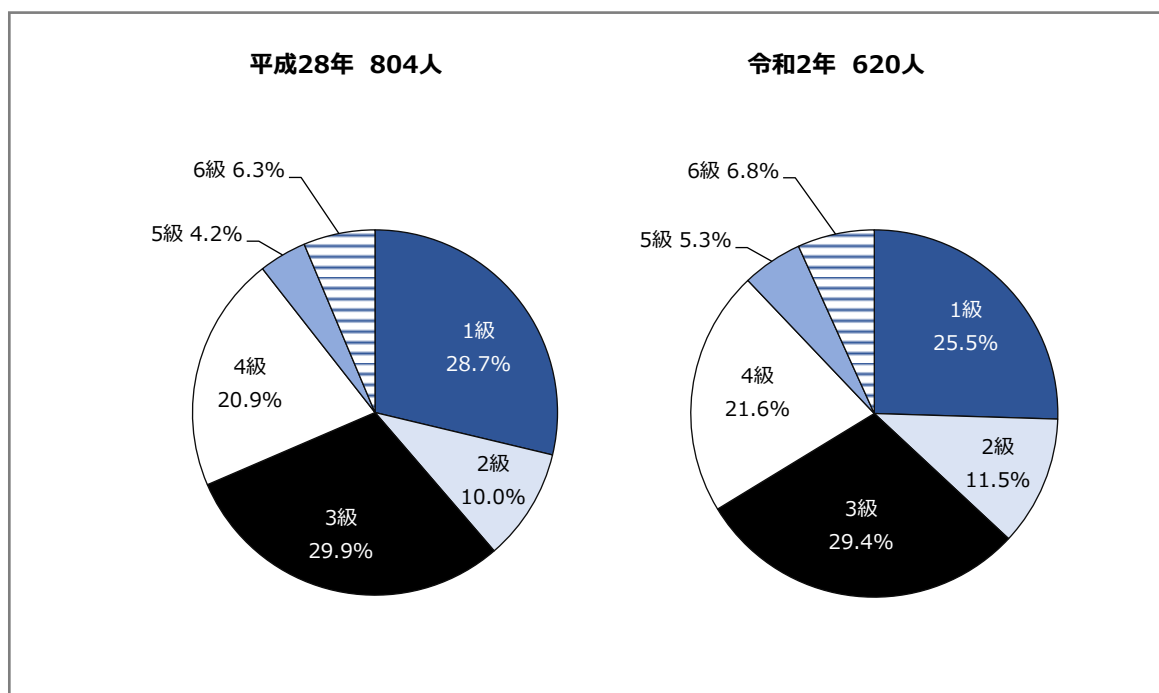
[身体障害者手帳所持者の等級別割合]

(単位：人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1 級	231 (28.7%)	231 (28.8%)	220 (28.4%)	191 (27.2%)	158 (25.5%)
2 級	80 (10.0%)	78 (9.7%)	77 (9.9%)	76 (10.8%)	71 (11.5%)
3 級	240 (29.9%)	236 (29.5%)	232 (30.0%)	208 (29.6%)	182 (29.4%)
4 級	168 (20.9%)	171 (21.3%)	160 (20.7%)	149 (21.2%)	134 (21.6%)
5 級	34 (4.2%)	34 (4.2%)	35 (4.5%)	29 (4.1%)	33 (5.3%)
6 級	51 (6.3%)	51 (6.4%)	50 (6.5%)	50 (7.1%)	42 (6.8%)
合計	804	801	774	703	620

資料：福祉介護課（各年 4 月 1 日現在）

[身体障害者手帳所持者の等級別割合]



(2) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は令和2年で111人となっています。年齢区分では、18歳未満、18歳以上とともに減少傾向となっています。

令和2年の判定別割合をみると、B（中・軽度）の占める割合が高くなっています。

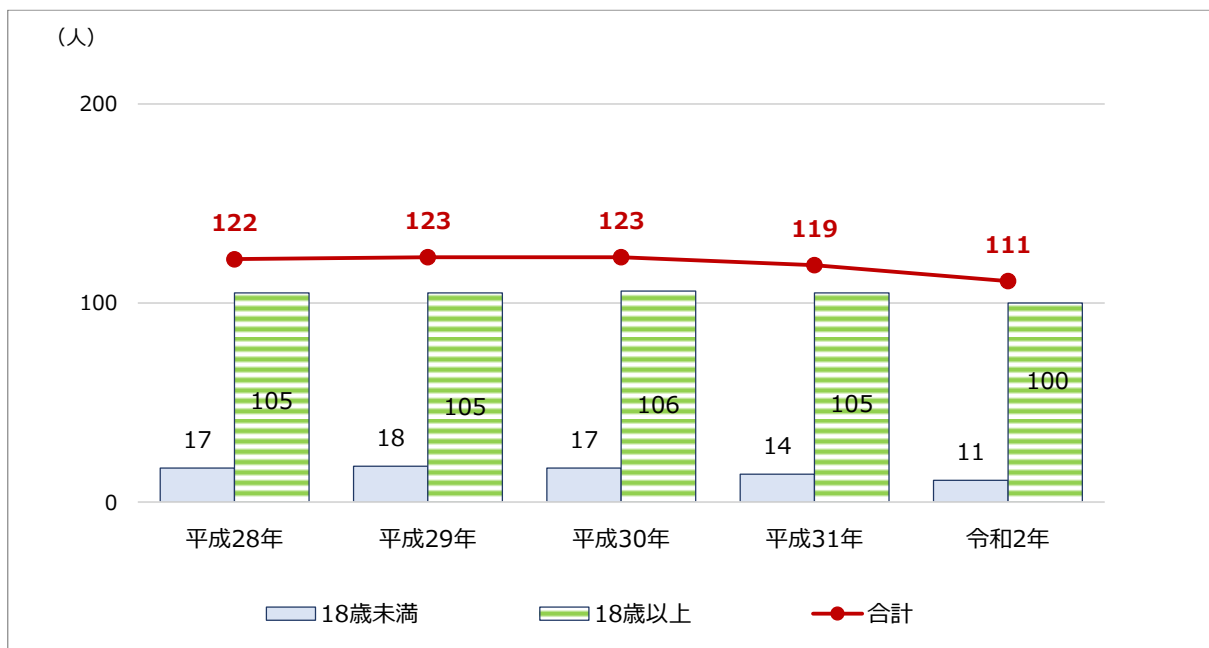
[年齢別療育手帳所持者数の推移]

(単位：人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
18 歳未満	17	18	17	14	11
18 歳以上	105	105	106	105	100
合計	122	123	123	119	111

資料：福祉介護課（各年4月1日現在）

[年齢別療育手帳所持者数の推移]



第2章 障害者を取り巻く状況

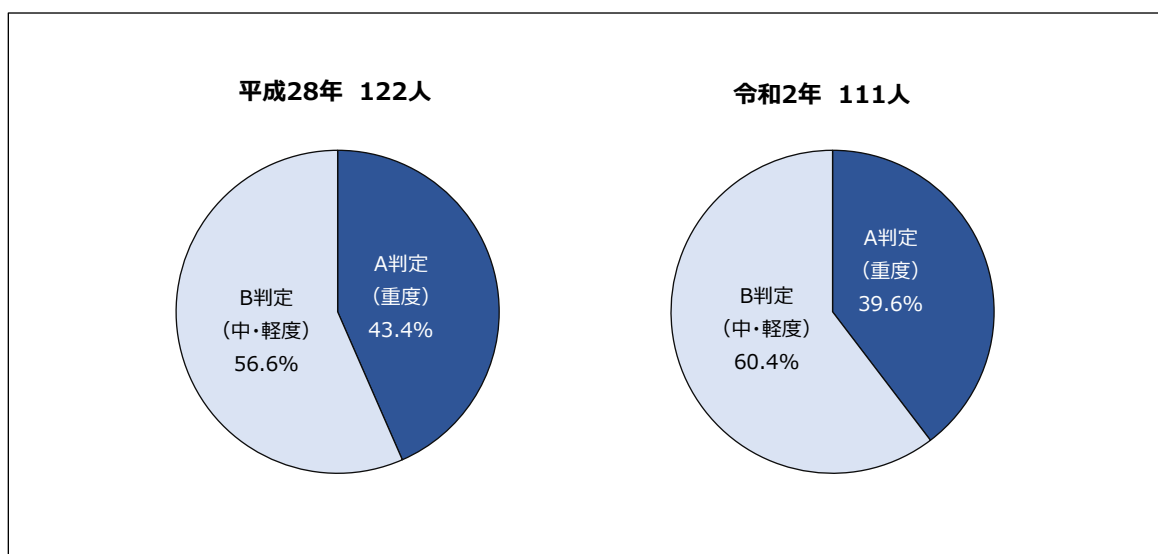
[療育手帳所持者の判定別割合]

(単位：人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
A 判定 (重度)	53 (43.4%)	52 (42.3%)	52 (42.3%)	47 (39.5%)	44 (39.6%)
B 判定 (中・軽度)	69 (56.6%)	71 (57.7%)	71 (57.7%)	72 (60.5%)	67 (60.4%)
合計	122	123	123	119	111

資料：福祉介護課（各年 4 月 1 日現在）

[療育手帳所持者の判定別割合]



(3) 精神障害者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1、3級はほぼ横ばいとなっておりますが、2級は増加傾向となっております。令和2年では85人となっております。

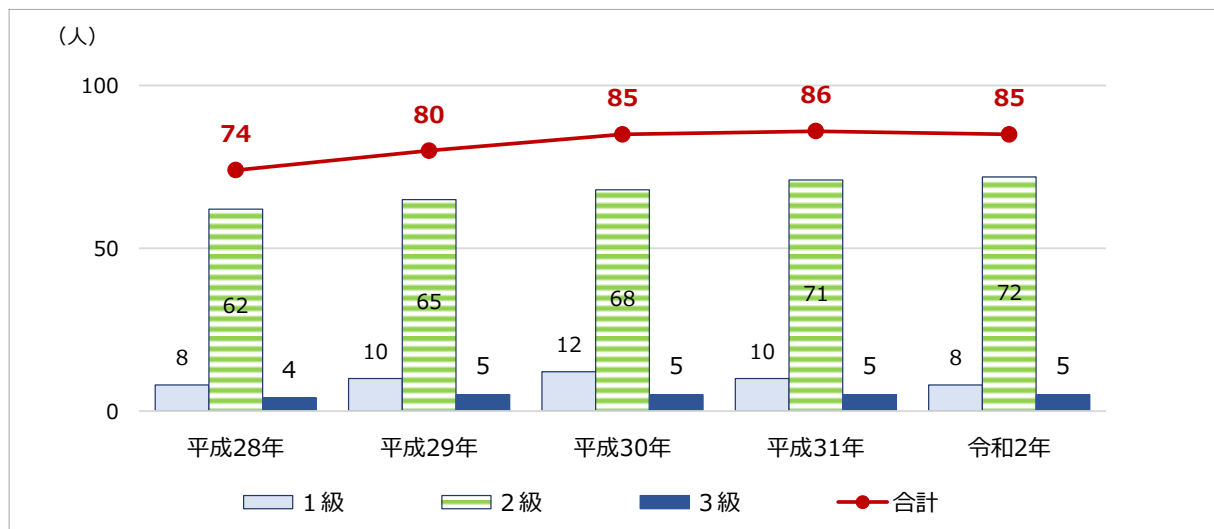
[精神障害者保健福祉手帳所持者の判定別割合]

(単位：人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1 級	8	10	12	10	8
2 級	62	65	68	71	72
3 級	4	5	5	5	5
合計	74	80	85	86	85

資料：こども・健康推進課（各年4月1日現在）

[精神障害者保健福祉手帳所持者の判定別割合]



②自立支援医療（精神通院医療）受給者

自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、平成28年からみると減少傾向となっております。令和2年では141人となっております。

[自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移]

(単位：人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
受給者	153	153	146	144	141

資料：新潟県（各年4月1日現在）

(4) 障害支援区分別の認定者数

障害支援区分別の認定者数は、令和2年4月1日現在86人となっています。区分別では、区分2が24人で最も多く、次に、区分4が22人、区分6が18人の順となっています。

[障害支援区分別認定者数]

(単位：人)

区 分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計
区分1	0	1	0	1
区分2	5	8	11	24
区分3	4	8	1	13
区分4	3	18	1	22
区分5	2	6	0	8
区分6	12	6	0	18
合計	26	47	13	86

資料：福祉介護課（令和2年4月1日現在）

3 アンケート調査の概要

(1) 調査目的

令和3年度を初年度とする「阿賀町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定するため、本町における障害者の福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画の基礎資料としてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査内容

- ◆調査月：令和2年7月
- ◆調査基準日：令和2年7月1日
- ◆調査対象者：身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳をお持ちの方
自立支援医療もしくは障害福祉サービス等を利用されている方
- ◆回収方法：郵送による配布・回収及び職員による訪問調査

(3) 回収結果

配布件数	767 件
回収件数	400 件
有効回答件数	398 件
回収率	52.2%

(4) 調査結果の見方

- ①グラフの「n」の数値は、設問への回答者数を表します。また、手帳所持の重複者が含まれています。
- ②回答の比率は、全て小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。
- ③回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答（「あてはまるものすべて」等）の設問については、全ての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

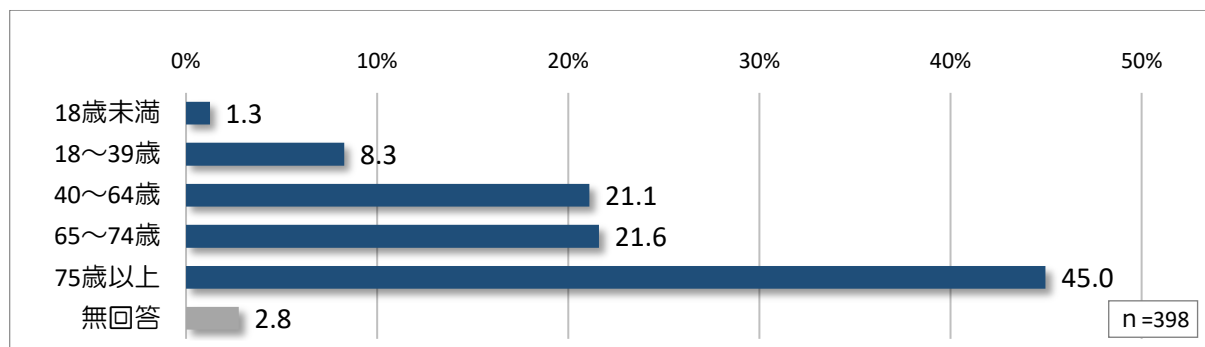
■ 障害福祉に関するアンケート調査結果

① 年齢

あなたの年齢をお答えください（令和2年7月1日現在）

「75歳以上」が45.0%と最も高くなっています。

所持している手帳の種類別にみると、身体障害で75歳以上の割合が最も高く、知的障害では18～39歳と40～64歳の割合が高く、精神障害では40～64歳の割合が高くなっています。手帳を所持していない人では75歳以上が最も高くなっています。



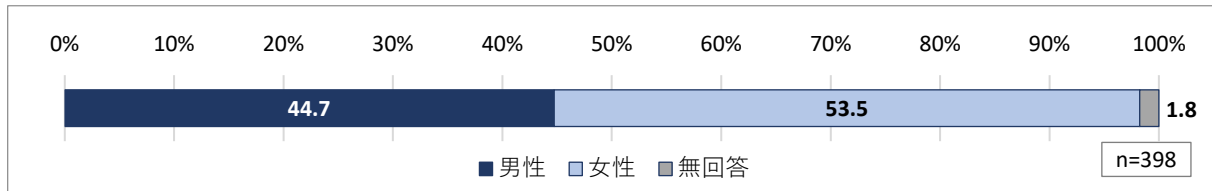
	合計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
全体	398 100.0%	5 1.3%	33 8.3%	84 21.1%	86 21.6%	179 45.0%	11 2.8%
身体障害者手帳	275 100.0%	1 0.4%	13 4.7%	48 17.5%	65 23.6%	141 51.3%	7 2.5%
療育手帳	47 100.0%	4 8.5%	16 34.0%	16 34.0%	5 10.6%	4 8.5%	2 4.3%
精神障害者 保健福祉手帳	41 100.0%	0 0.0%	7 17.1%	18 43.9%	5 12.2%	10 24.4%	1 2.4%
持っていない	36 100.0%	0 0.0%	1 2.8%	12 33.3%	8 22.2%	14 38.9%	1 2.8%

※手帳の種類については、重複回答者を含んでいるため、全体の合計と一致していません。

②性別

あなたの性別をお答えください

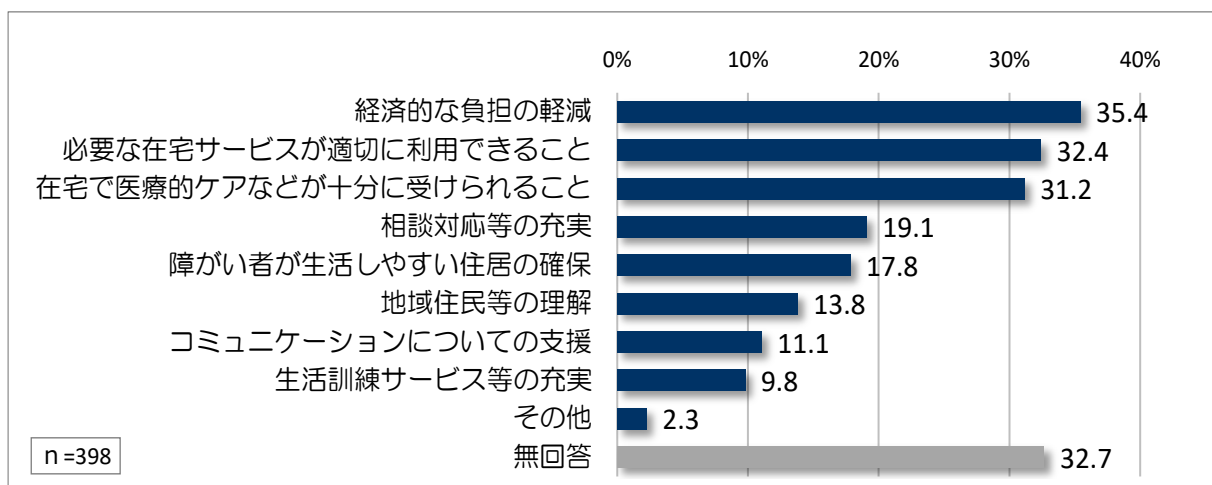
「男性」が44.7%、「女性」が53.5%となっています。



③必要な支援

希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）

「経済的な負担の軽減」が35.4%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が32.4%、「在宅で医療的ケアなどが十分に受けられる」が31.2%などとなっています。

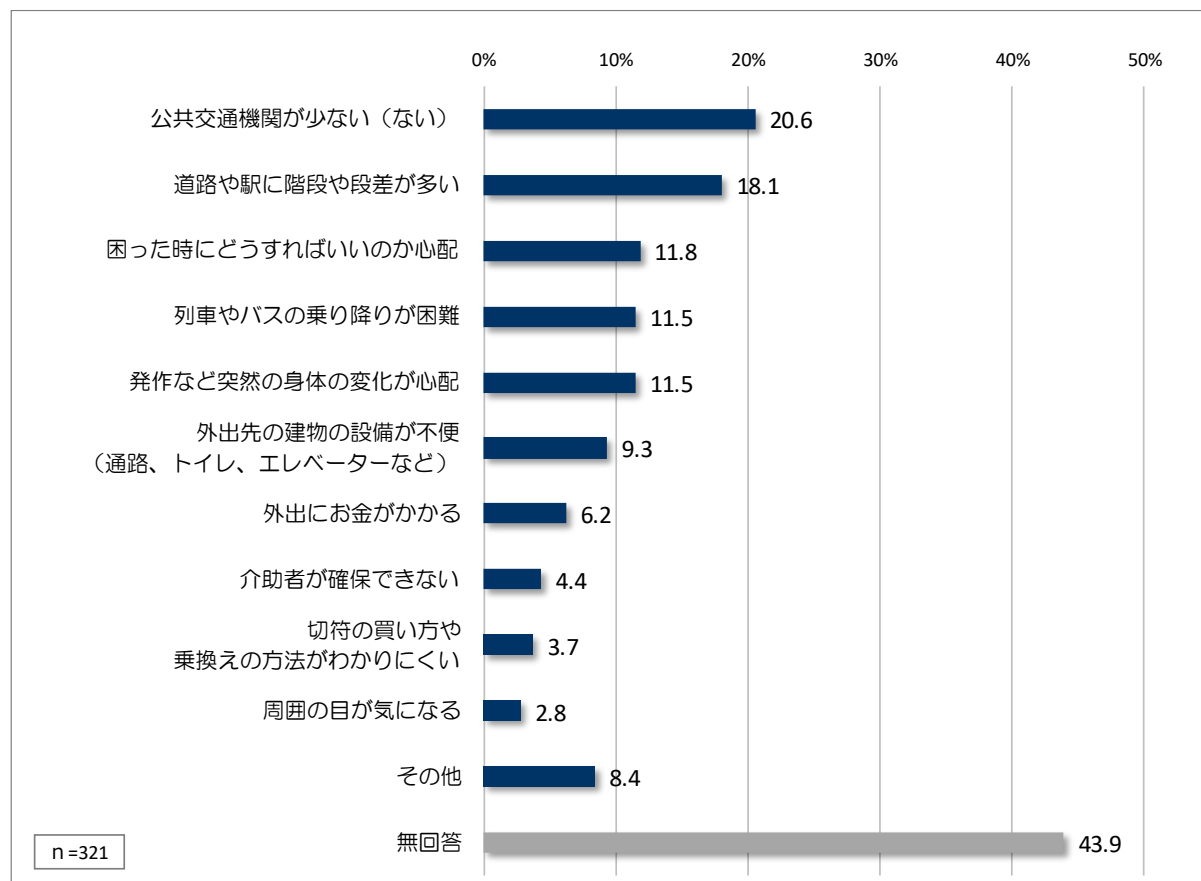


④外出時に困ること

「まったく外出しない」と回答した方以外

外出する時に困ることは何ですか（複数回答）

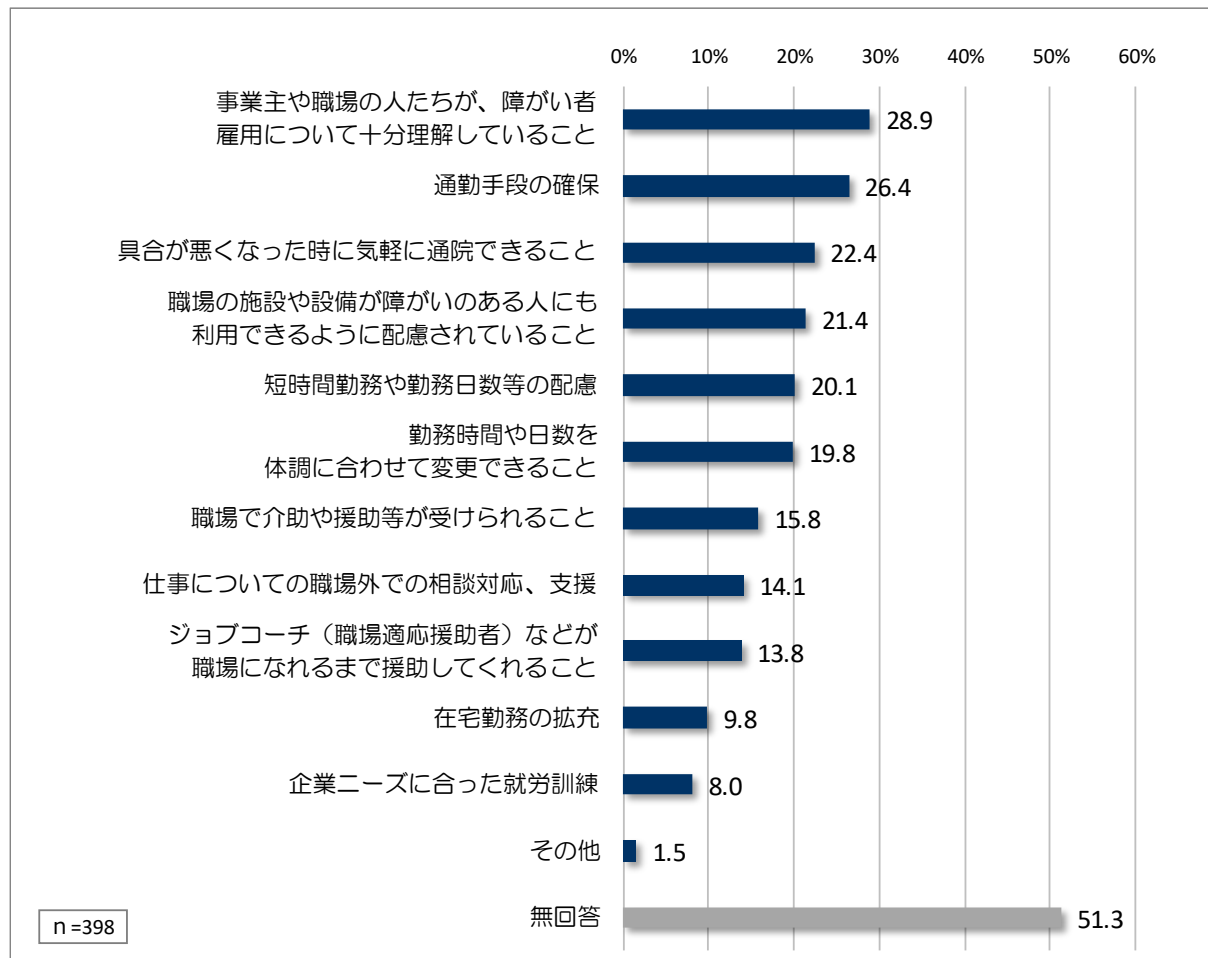
「公共交通機関が少ない（ない）」が20.6%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が18.1%などとなっています。



⑤就労支援

障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

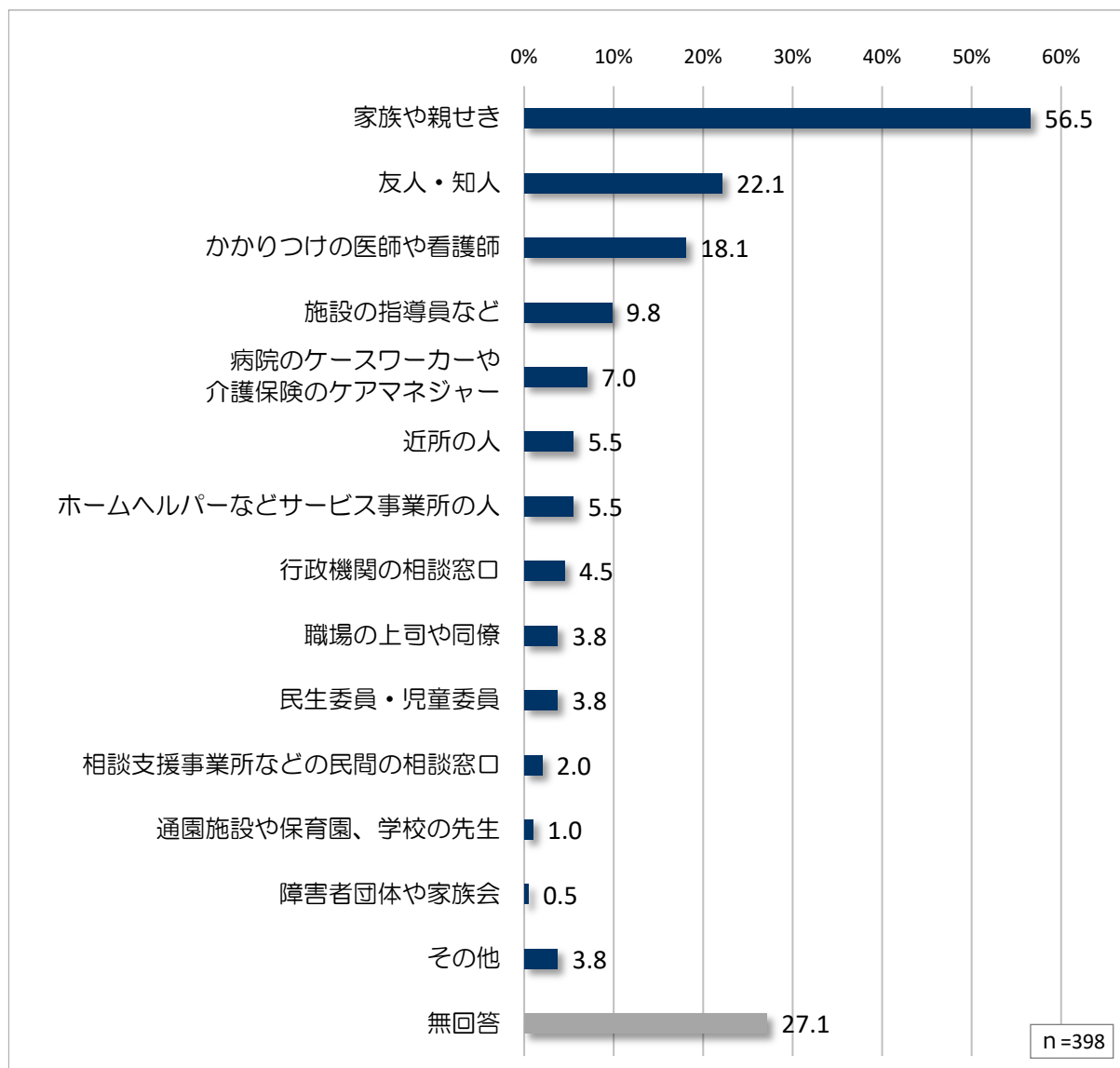
「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が28.9%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が26.4%などとなっています。



⑥相談先

あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか（複数回答）

「家族や親せき」が56.5%と最も高くなっています。

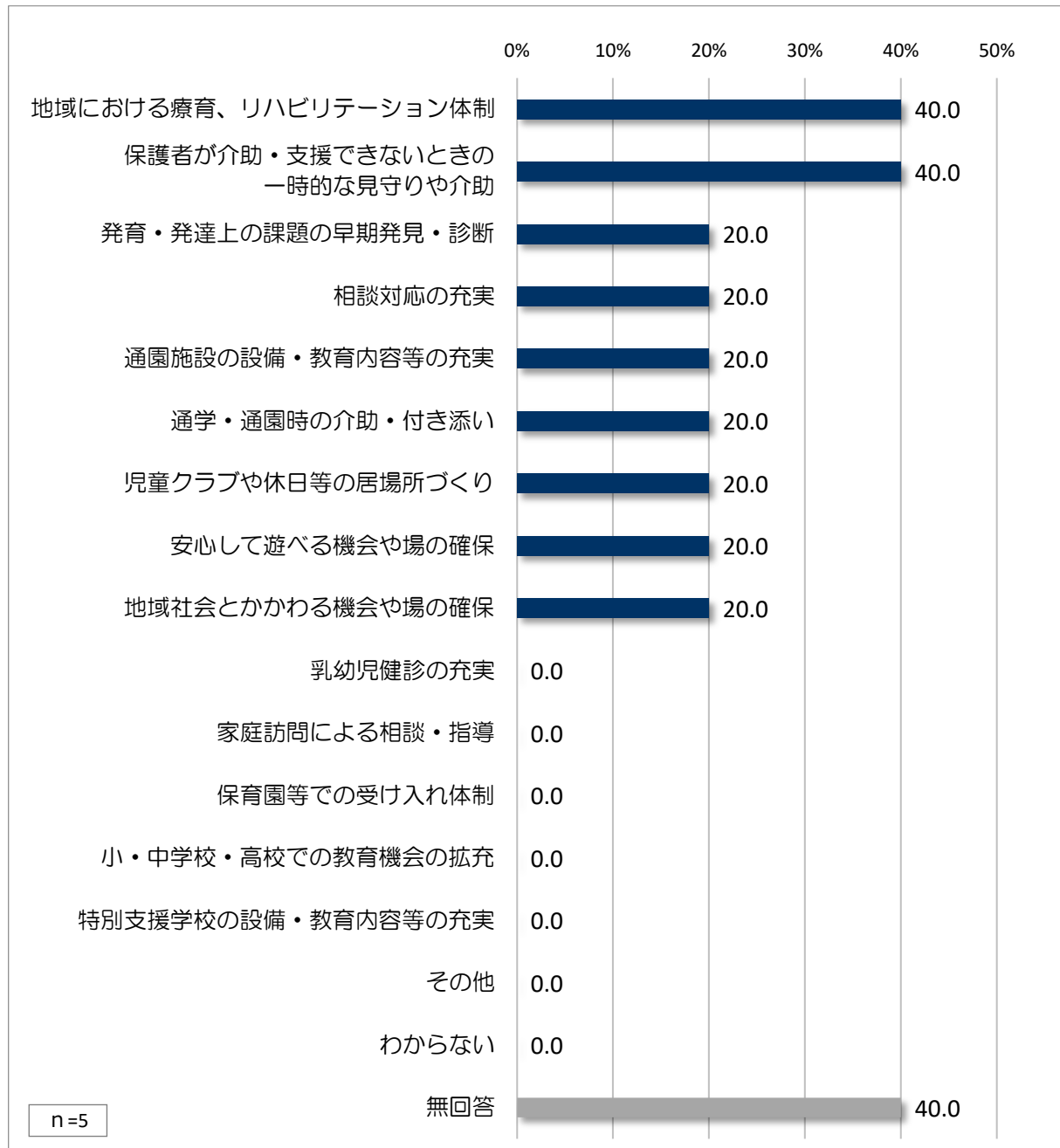


⑦障害児のために重要なこと

18歳未満の方のみ

障がいのある子どものために、特に重要と思うものは何ですか（複数回答）

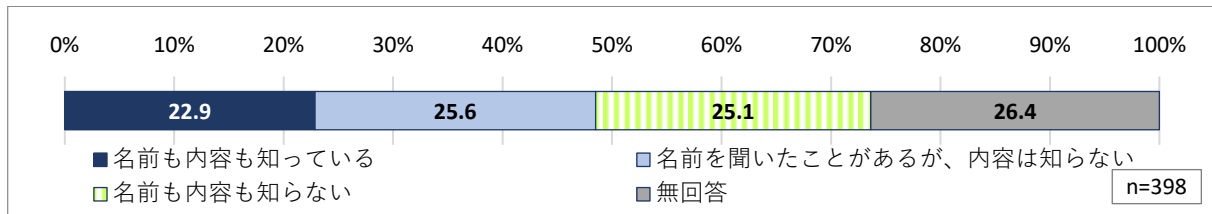
「地域における療育、リハビリテーション体制」、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が40.0%となっています。



⑧成年後見制度

成年後見制度についてご存じですか

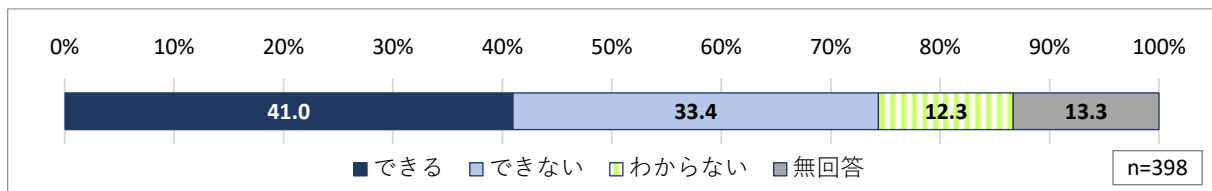
「名前も内容も知っている」は22.9%となっています。一方で「名前も内容も知らない」が25.1%となっています。



⑨災害時の避難等

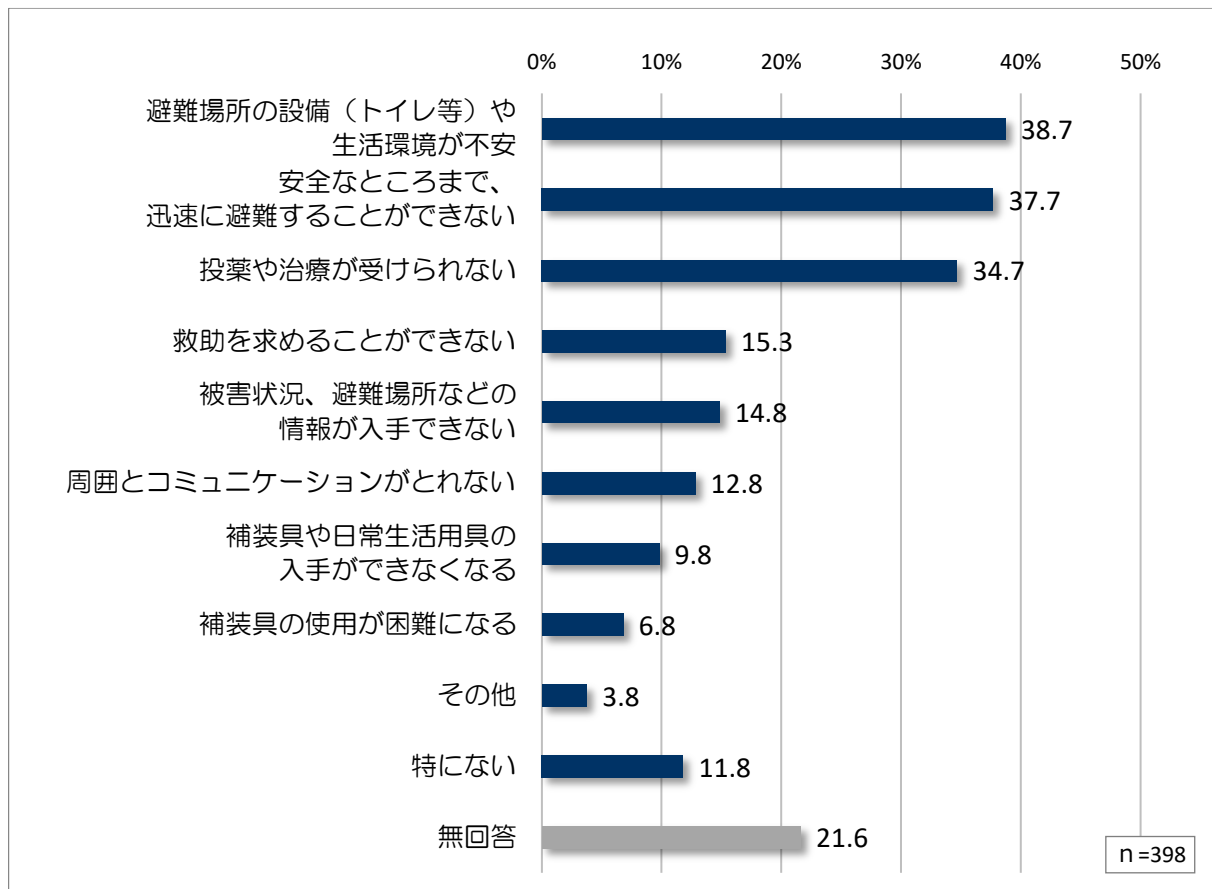
あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか

「できる」が41.0%、「できない」が33.4%となっています。



火事や地震等の災害時に困ることは何ですか（複数回答）

「避難場所の設備や生活環境が不安」が38.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が37.7%、「投薬や治療が受けられない」が34.7%などとなっています。

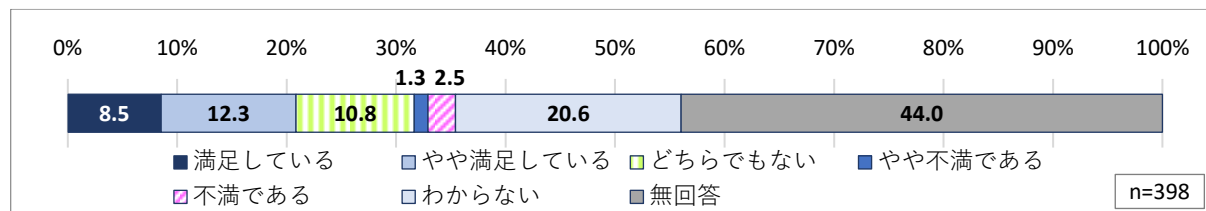


⑩満足度

●相談支援事業所の充実

「満足している」と「やや満足している」を合わせると20.8%、「やや不満である」と「不満である」を合わせると3.8%となっています。

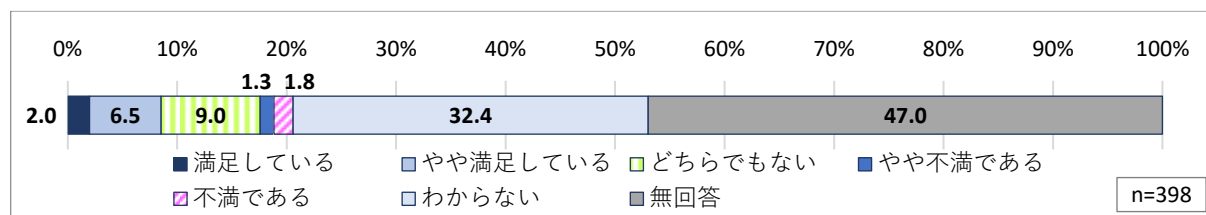
満足度



●災害時における障害者への対応

「満足している」と「やや満足している」を合わせると8.5%、「やや不満である」と「不満である」を合わせると3.1%となっています。

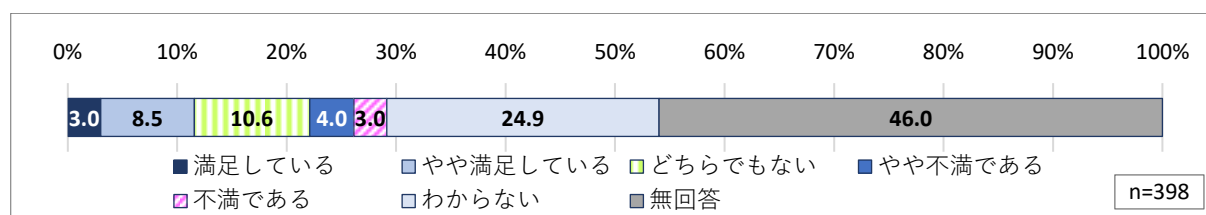
満足度



●障害者理解に対する啓発・広報の充実

「満足している」と「やや満足している」を合わせると11.5%、「やや不満である」と「不満である」を合わせると7.0%となっています。

満足度

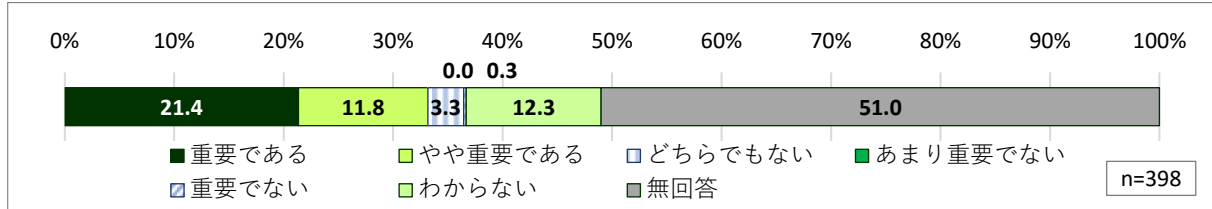


⑪重要度

●災害時における障害者への対応

重要度については、「重要である」が21.4%となっています。

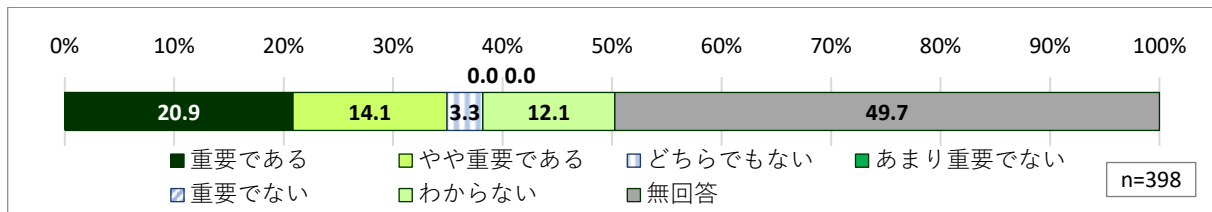
重要度



●相談支援事業所の充実

重要度については、「重要である」が20.9%となっています。

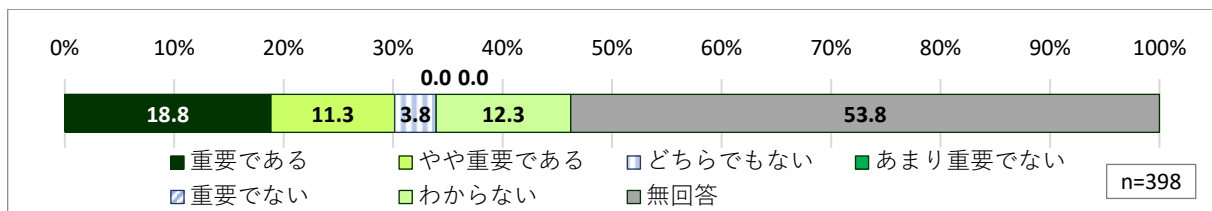
重要度



●障害児に対する教育・療育の充実

重要度については、「重要である」が18.8%となっています。

重要度



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会参加ができ、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない」を目標とします。

障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会を創造していく「地域共生社会の実現」につなげ、互いに支え合うことができるよう環境整備を一層推進し、併せて国が示した基本指針を踏まえ、前期計画からこれらのことを総合的に勘案し、基本理念を継承し、「障害のある人が、生涯にわたり個人としての尊厳が守られ、安心して暮らし続けられるまち」とします。

【基本理念】

障害のある人が、
生涯にわたり個人としての尊厳が守られ、
安心して暮らし続けられるまち

国の基本方針*の見直しについて

1. 基本指針の見直しの主なポイント

●地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

●福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みを一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境の整備
- ・就労における農福連携の理解促進
- ・大学在学中の学生や高齢障害者に対する就労支援

●「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走型支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ・相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ・ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・依存症に関する地域の包括的な連携協力体制の構築と、理解促進を図るための普及啓発

●発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニングなど発達障害者の家族等に対する支援体制の充実
- ・発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保

●障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実
- ・児童発達支援センター等地域における中核的な支援機能の体制整備
- ・18歳以降の支援のあり方について関係機関が参画して協議を行う体制の整備
- ・重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズ把握の必要性

*：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）

●相談支援体制の充実・強化等

- ・総合的・専門的な相談支援の実施の見込み、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、連携強化の取り組みの実施回数
の見込みを設定

●障害者の社会参加を支える取り組み

- ・障害者が文化芸術活動を通じて個性や能力の発揮及び社会参加を図るとともに、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置を推進

●障害福祉サービス等の質の向上

- ・各都道府県が、障害福祉サービス等に係る研修への参加を促し、サービスの質の向上を図るための体制構築の取り組みについて成果目標を設定
- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

●障害福祉人材の確保

- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などにより、人材確保に取り組んでいくことの重要性

2 計画の基本目標

基本理念を具現化するために、次の3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障害者施策の展開を図っていきます。

（１）自己決定の尊重と意思決定の支援 ～自分らしく暮らせるまち～

日常的に様々な支援が必要な障害者は、制度上の中に生活に制約を受けがちであります。そのため障害者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等に必要な支援を行い、一人ひとりの状況に応じた的確な支援に努めます。

（２）障害の特性に応じた切れ目のない支援 ～安心して暮らし続けられるまち～

障害者や障害児、その家族に対し、全てのライフステージや障害の特性等に応じた必要な支援が受けられるよう、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

（３）地域生活への支援 ～地域で共につながり、支え合うまち～

社会環境の変化や価値観が多様化する中で、自らが主体的に選択し、障害のある人の多様な生き方を実現する社会参加の促進を図るため、経済的な自立を支える就労の拡大や居住の場の整備等を推進します。また、障害者の心配事でアンケート調査結果では、災害時の内容が多く挙げられています。

そのため、地域福祉を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、障害者団体、様々な団体・組織が互いに連携し、活動を促すなど、障害者の生活を支え、自立を促すことにつながる取り組みを推進するとともに、地域共生社会の実現を目指します。

3 SDG s の推進

SDG s（エスディージーズ）（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。平成28年から令和12年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

本計画においても、「誰一人取り残さない社会」を実現するため、各施策にSDG s の目標を定め、多様な主体と連携・協働しながら、本計画を推進することでSDG s の目標達成につなげていきます。

SDG s の 17 の目標



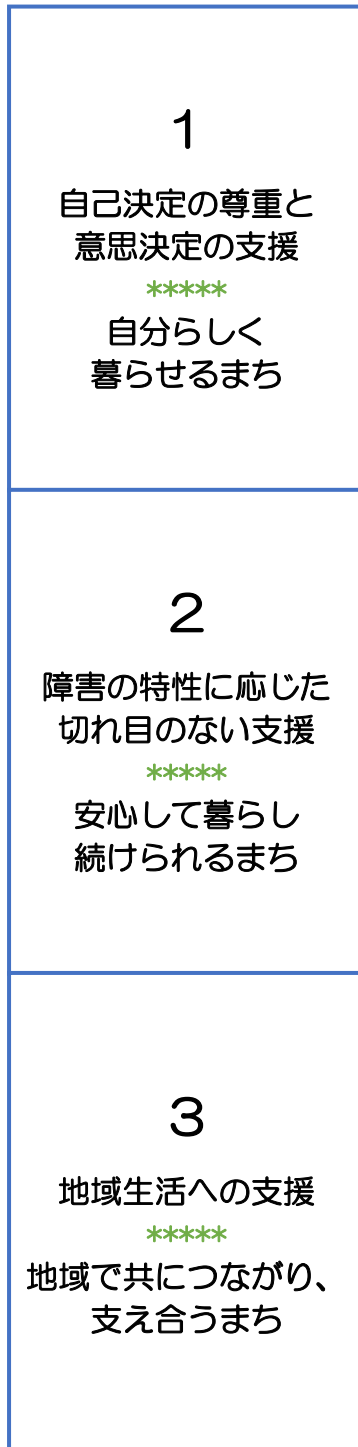
4 施策の体系

障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を各分野別に推進していきます。

【基本理念】

**障害のある人が、生涯にわたり個人としての尊厳が守られ、
安心して暮らし続けられるまち**

【基本目標】



【施策の展開】

生活支援サービスの充実
相談支援体制の構築
地域生活支援拠点等の整備
在宅サービス等の充実
障害児支援の充実
障害福祉サービス等の充実

保健・医療の充実
障害の原因となる疾病等の予防と重度化予防
障害の早期発見・早期対応
医療対策の充実
精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

保育・教育、文化活動・スポーツ等の社会参加の促進
保育・教育環境の整備
文化芸術活動・スポーツ等の振興
情報提供・コミュニケーション支援の充実

雇用・就業、経済的自立の支援
障害者雇用の促進
総合的な就労支援
福祉的就労支援
経済的自立の支援
農福連携の推進

安全・安心なまちづくり
福祉のまちづくり
移動手段の充実
防災・防犯対策・感染症対策の推進

広報・啓発活動の推進
広報・啓発活動の充実
障害者理解の促進
情報提供の充実

第4章 施策の展開

1 生活支援サービスの充実

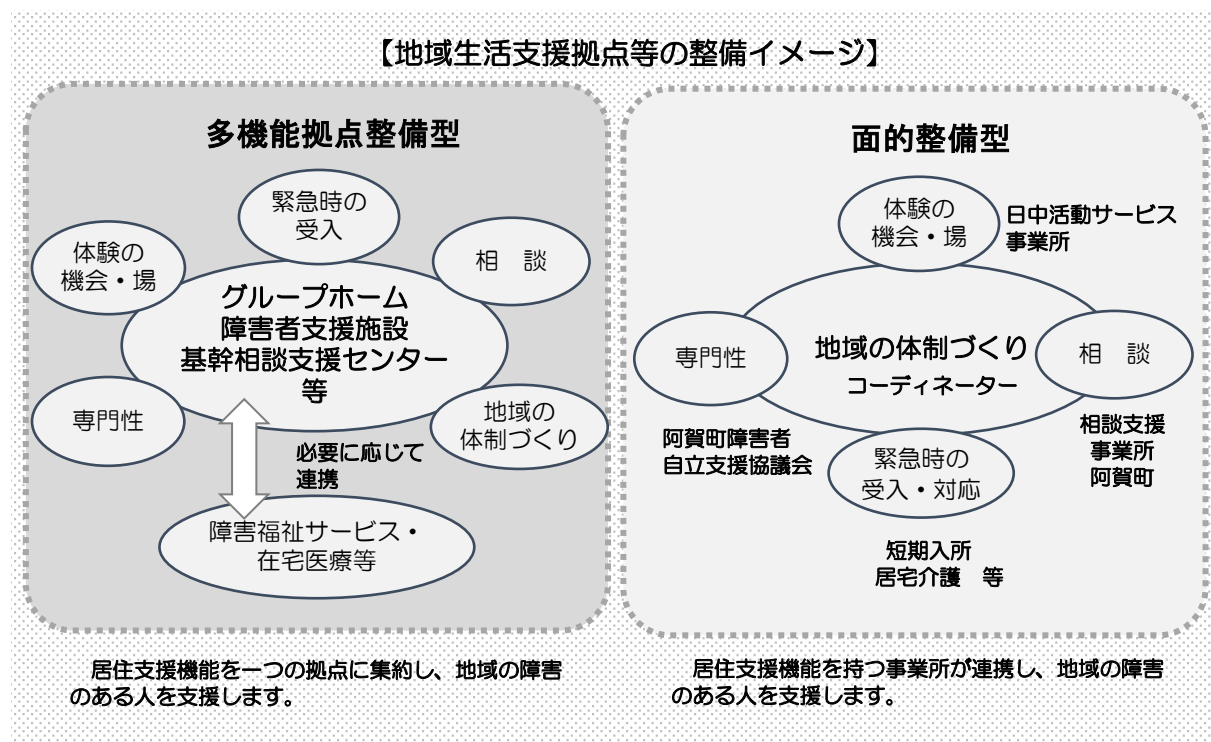
地域共生社会の実現を目指し、地域において日常生活を営むために必要な支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保され、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるよう障害福祉サービス等支援の充実を図ります。

(1) 相談支援体制の構築

障害者やその家族が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、身近な地域で相談支援を受けることができる体制が必要です。そのため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

(2) 地域生活支援拠点等の推進

地域共生社会の実現を目指し、障害者が生まれ育った地域で生活を継続できるよう、各機関が役割を分担する「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備を行いました。今後は、障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えてさらに障害者の生活を地域で支えるための体制強化を図ります。



（３）在宅サービス等の充実

障害者が住み慣れた地域でその人らしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活に必要な居宅介護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅での生活を支える為のサービスの充実を図ります。

（４）障害児支援の充実

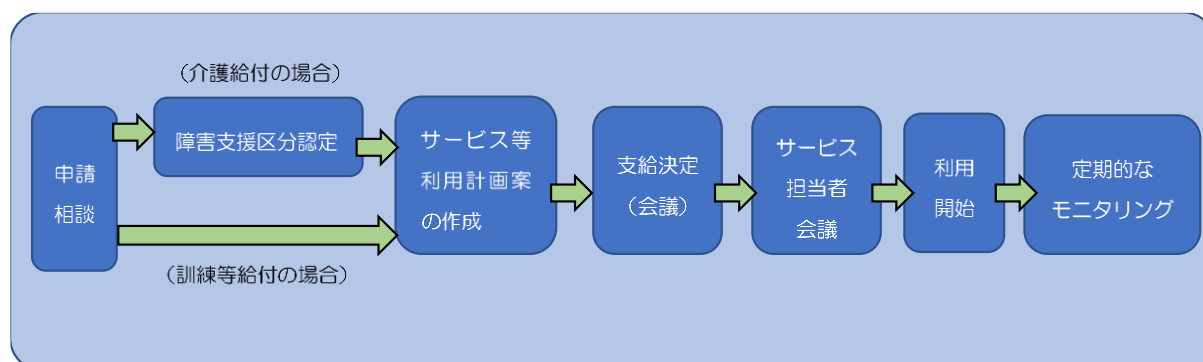
障害児の健やかな成長においては、障害のない子どもと地域の中でともに育っていくことができる環境が必要です。そのため、障害の程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで切れ目なく一貫した支援が受けられるよう、町の療育・保育・教育の環境を整備するとともに圏域内で連携し児童発達支援センターを有効的に活用できるよう検討していきます。また、ペアレントトレーニングなど発達障害児の家族に対する支援と、安心して出産や子育てができるよう阿賀町子育て世代包括支援センターでの相談対応を行うことで支援の充実を目指します。

（５）障害福祉サービス等の充実

必要なサービスの提供がスムーズに行えるよう、相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所と必要な情報の共有、指導、助言を行い関係機関との連携を行いサービスの充実を図ります。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、福祉サービス提供事業者に対する適切な苦情解決等の推進・指導を行います。

【サービス利用までの主な流れ】



主な施策

施策名称等	施策概要
相談支援事業	地域で生活するための福祉サービスを円滑に利用できるよう障害者ケアマネジメントの手法を活用し、利用者と福祉サービスを効果的につなげて、多様な相談内容に対応する支援計画を提供します。
地域生活支援事業	利用者の希望と実情に応じて、障害者の地域における生活を支える事業です。相談に応じて専門員が情報の提供やアドバイスを行い、関係機関と連携し、支援を行います。
阿賀町障害者自立支援協議会	障害福祉に関する定期的な協議の場として、阿賀町障害者自立支援協議会の適切な運営を図り、町での障害福祉に関する課題や困難事例への対応検討、改善などを行います。
相談支援ネットワークの充実	専門部会の活動を通して、保健、医療、福祉、教育、就労など広い分野の関係機関とネットワークを構築し、相談に対する総合的な対応の為、関係機関との連携を図ります。
訪問系サービスの充実	障害者が住み慣れた地域で生活するために必要なサービスを受けられるよう、種類、量等適切な提供体制を図ります。
日中活動系サービスの充実	障害者の日中活動促進及び居場所の確保のため、障害の状況に即した日中活動系サービスを提供します。
共同生活援助 （グループホーム）の整備	障害者が必要な支援を受けながら地域において自立した生活を営むための共同生活援助（グループホーム）の整備がなされたが、さらなる拡充が必要であるため、事業者の参入を積極的に働きかけていきます。
地域活動支援センター事業	通所により、創作的活動、居場所づくり、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。
児童発達支援の推進	阿賀町障害者自立支援協議会療育部会において、児童と家族支援に携わる関係機関の連携を図り身近な地域で一貫した支援が受けられるよう検討をしていきます。また、適切な支援につなげられるよう、乳幼児健診の活用や療育教室・相談会の実施により障害の早期発見・早期支援に努めます。

主な施策

施策名称等	施策概要
補装具費の支給・日常生活用具給付	義肢や装具、車いすなど障害者等の身体機能を補完し、代替する補装具の購入費、修理費を支給します。また、日常生活を送る上で必要な用具等の給付・貸与を行います。
紙おむつ購入費助成	日常生活用具給付を受けることができない常時おむつを使用している在宅の障害者に対して使用する紙おむつの購入費の一部を助成します。
難病患者への支援	難病患者の実態把握、難病等の特性（病状、変化や進行等）の理解を促進し、難病患者に対し総合的な相談・支援を行える体制の整備に努めます。また、難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、訪問系サービスや日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供に努めます。
権利擁護の推進	「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」に基づき、障害者に対する差別や虐待に対する広報活動や啓発活動等を通じて、その解消や防止に努めます。 また、「成年後見制度利用促進法」の趣旨に基づき、障害のある人の権利が保障され、安心して生活できるよう、阿賀町成年後見センターとの連携を行い、権利擁護の推進を図ります。
サービスの質的向上	個々の状況・希望に応じサービスごとに作成する個別支援計画と生活全般を見据えたサービス等利用計画の整合を図りながら、サービスの質の確保と向上に努めます。
障害福祉人材の確保	安定的な障害福祉サービス等に関する事業を実施していくために、サービス提供体制の確保とそれを担う人材の確保、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携等の体制づくりを進めます。

2 保健・医療の充実

本町では、障害者の高齢化が進んでおり、障害が重度化、重複化しやすい状況であることから、障害の原因となる疾病の予防と、早期発見、早期対応が重要となります。

そのため、健康増進計画に基づく各種保健事業や、医療対策の充実を図り、障害者が地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉が連携し、各種サービスの提供と環境や体制の整備に取り組みます。

（１）障害の原因となる疾病等の予防と重度化予防

脳血管疾患や心疾患など生活習慣病に起因する障害を予防するために、各種健康診査と保健指導や歯科保健事業等を実施し、医療と連携を図りながら、生活習慣の改善による健康の増進を目指します。また、感染症による障害の重度化、重複化を予防するため、予防接種の推進に努めます。

（２）障害の早期発見・早期対応

障害を早期に発見するため、乳幼児健診や訪問指導等を実施し、必要な医療や支援に早期につながるよう努めます。また、療育事業の整備を進め、子どもの成長発達を支援します。

（３）医療対策の充実

医療費の助成やかかりつけ医での健康診査費等の助成により、安心して適切な医療や健康診査等が受けられるようにします。

（４）精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

地域共生社会の理念のもと、精神障害者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、教育、就労等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

主な施策

施策名称等	施策概要
健康増進事業の充実	障害の原因となる生活習慣病の予防及び早期発見、重症化予防のため、各種健（検）診事業を実施し、受診促進に努めるとともに、個々の生活状況等に応じた健康相談、保健指導等の充実を図ります。
歯科保健事業の充実	歯や口腔の疾患は全身の健康状態に大きく影響することから、歯科疾患の予防と早期発見、早期に適切な医療につなげられるよう、歯科医師会と連携し、歯科検診や歯科保健指導等の充実を図ります。
予防接種の推進	感染症の発症及び蔓延を予防し、障害者の健康の保持と公衆衛生の向上を図るため、各種の予防接種を実施します。
母子保健事業の充実	障害を早期に発見し、必要な医療や支援につなげるため、妊産婦健診や乳幼児健診、訪問指導、各種専門相談会を実施します。また、子どもの成長発達を促すため、医師や作業療法士と連携し療育教室等を実施します。
医療費・健診費等助成制度 利用促進	障害のある方の経済的負担の軽減を図り、安心して医療が受けられるよう、精神障害者の医療費や通院にかかる交通費の助成を行います。 また、集団健診を受けることが困難な重度心身障害のある方が、かかりつけ医療機関で安心して健康診査を受けられるよう、健康診査費用の助成を行います。
精神保健事業の充実	精神障害やこころの健康づくりについて理解を深め、誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携しながら普及啓発や個別支援、支援体制の整備を行います。

3 保育・教育、文化活動・スポーツ等の社会参加の促進

個性を尊重し合う地域共生社会の実現に向け、障害のある子どもがその年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない子どもと共に受けられる仕組みを構築します。

また、障害の有無にかかわらず文化芸術活動、スポーツやレクリエーションに参加できる環境を整え、活動を通じ交流が深まるよう活動の場の提供や支援を行うことで社会参加の促進を図ります。

(1) 保育・教育環境の整備

発達の程度や特性に応じたきめ細やかな支援を乳幼児期から学齢期まで一貫して提供できるよう努めます。住み慣れた地域で障害のある子とない子が共に活動することで互いに成長できる環境作りを目指します。柔軟に学びの場が選べるよう十分な情報の提供と専門職による相談及び指導機会の充実を図れるよう関係機関の連携を強化していきます。子どもの障害特性にあわせ一人ひとりに応じた指導や支援が提供できるよう小・中学校での通級指導教室や特別支援学級の体制を整えます。より専門性の高い教育を行う特別支援学校（町外）へ通学バスを運行し通学支援を行うなど多様な学びの場の提供・充実を図ります。

(2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障害者が地域において、文化芸術活動、スポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、文化芸術活動、スポーツ活動を通じて個性や能力の発揮することのできる環境づくりに努めます。

(3) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実に努めます。

主な施策

施策名称等	施策概要
心を育む教育の推進	小・中学校において福祉体験学習やボランティア学習などを通じて、障害に対する理解を深め思いやりの心を育む教育を推進します。
放課後の居場所づくり	共働き世帯への支援として放課後の子どもの安全な居場所を確保していきます。保護者の就労スタイルや子どもの発達特性にあわせ放課後児童クラブと放課後等デイサービスを提供していきます。
保育サービスの充実	障害のある子とない子が同じ保育環境の中で過ごすこととお互いに成長し合える保育を推進していきます。また障害児が集団生活に適応し、集団生活を継続していけるように医療機関や特別支援教育コーディネーター、保健師等が園を訪問しながら保育士に専門的な支援の方法や技術、子どもとの関わり方を指導します。
障害児に対する教育の充実	小中学校の特別支援学級の他にも障害児一人ひとりの特性にあわせた学び方も選択できるよう発達障害通級指導教室や適応指導教室などを開設していきます。
特別支援学校への通学支援	近隣市の特別支援学校に通学する児童生徒は、介助員が添乗した町のスクールバスを利用しています。今後も通学手段がないために通えない児童生徒が出ることが無いよう支援を継続していきます。
関係機関の連携強化	保育・教育関係者に加え療育・医療・福祉分野も含めた関係者によって情報を共有することで早期の支援につながるよう連携を強化していきます。また保護者が抱える子育ての悩み、家庭内での親子の関わり方も変化していることから関係機関の間での連絡・連携・相談体制をより充実させていきます。
地域・近隣市町村との交流	学校の文化祭等への作品展示による参加や近隣市町村との交流活動の実施など障害者の活動支援を行います。
社会参加の促進	障害があっても地域社会の中で生きがいを持った生活が送れるよう、生活支援サービスや相談事業の充実を図りながら自立意欲の助長に努めます。また、文化芸術活動、スポーツを通してふれあいを深める機会を提供するとともに社会参加を促進していきます。

4 雇用・就業、経済的自立の支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労は欠かせないものであり、働く意欲のある障害者がその適性に応じた能力を十分に発揮できるよう、就労移行支援等サービスを利用するなど総合的な支援を推進するとともに、手当等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。また一般就労が困難である障害者には就労継続支援B型などのサービスを提供し日中活動の充実を図れるよう努めます。

（１）障害者雇用の促進

障害者雇用促進法に基づいた障害者雇用率制度を中心に、引き続き障害者の雇用促進に努めていきます。

（２）総合的な就労支援

福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進を図るため、ハローワーク等をはじめとする地域の関係機関と密接に連携し、職場実習の推進や雇用後の職場定着支援まで一貫した支援を実施します。

（３）福祉的就労支援

一般就労が困難である障害者には、就労継続支援A型、B型などのサービスを提供することにより、就労の機会や生産活動等の場を提供し、併せて知識や能力の向上のための訓練を行うことができます。

また、障害者優先調達推進法では、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達目標を定めることとしていることから、自立の促進を図るため物品等の調達に努め、就労継続支援B型事業者等における工賃の水準が向上するように、総合的に支援を推進します。

（４）経済的自立の支援

年金の受給資格者を有する障害者が、制度の不知・無理解により、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。

また障害年金の申請にあたり、申請書類の作成等の支援を行います。

（５）農福連携の推進

障害者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していけるよう取り組んでいきます。

主な施策

施策名称等	施策概要
各種手当の支給	日常生活の安定のため関係法令などにに基づき各種の手当、年金等が適切に支給されるよう、制度案内のしおりや広報誌などによる周知を推進します。
関係各機関とのネットワークの推進と企業等への啓発活動	障害者自立支援協議会就労部会を中心に、ハローワーク、障害者・生活支援センターや商工会等との連携を強化し、障害者雇用についての理解促進、障害者雇用に関する助成金制度の活用と周知に努めます。 そして、法定雇用率の達成へ向けた啓発活動に取り組みます。
就労支援事業の充実	通所施設等の福祉的就労の場においても、作業の幅を広げ、実習の機会を増やすため、役場や公共施設等における業務の委託等、地域の様々な主体との連携を図るなかで、障害者が手にする工賃の水準が向上するよう支援します。
雇用対策の推進	職業能力開発制度の情報提供と積極的な活用を促進するとともに労働雇用関係機関と連携した就労に関する情報提供の強化に努めます。
福祉的就労支援の充実	就労することが困難な障害者に対する日中活動・就労の場を確保するため作業所等を支援し、自立と社会参加を促進します。 また、障害者就労施設等からの物品調達等を推進します。
農業と福祉の連携	農業分野での障害者の就労支援を行うとともに、農作業に伴う収穫物の物品等の販売機会の提供に努めます。

5 安全・安心なまちづくり

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、建築物、公共施設等のハード面、社会的、心理的なソフト面両面のバリアフリー化を推進するとともに、最初から障壁をつくらないユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。

また、安全・安心な暮らしを確保するため、普段からのさりげない見守り、地震や風水害をはじめとする災害発生時の避難支援体制の強化、消費者トラブルの防止などの支援体制づくりや新型コロナウイルス等感染症における、有事の際の対応について支援体制の検討を行います。

（１）福祉のまちづくり

障害者が地域社会で自立していくためには、地域での見守りが不可欠であります。このため、地域住民、社会福祉協議会、阿賀町見守りネットワーク「いだがねえネット」及びサービス提供事業所など複数の視点で、さりげない見守りが必要です。障害者が安心して暮らせるよう、さらなる支援ネットワークづくりの充実に努めます。

また、安心して町に外出し各種行事・イベントに参加できるよう、公共施設やイベント会場などのバリアフリー化の普及・啓蒙に努めます。

（２）移動手段の充実

障害者が地域において自立した暮らしができるよう、移動の際の不自由さについて福祉バスやスクールバスの有効活用により解消を図っていきます。また、移動支援事業所の新規参入について協議・働きかけをしていきます。

（３）防災・防犯対策・感染症対策の推進

防災関係課と連携のもと、障害者や関係機関及び地域住民等支援が可能な方々との防災訓練の実施や、障害者が利用しやすい避難所運営など災害に強い地域づくりを推進します。

警察と地域の障害者団体、福祉施設、民生委員児童委員、地域住民との連携を強化し、特殊詐欺等犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

また、障害者が利用する各事業所施設の感染症対策の徹底、障害者への手洗い・うがい・マスク着用など感染予防対策の支援を図ります。

主な施策

施策名称等	施策概要
障害者にやさしいまちづくりの推進	障害者等にやさしく、安心して利用できるよう、公共的施設のバリアフリー化を促進するとともに、歩道の段差解消や点字ブロック等の整備を推進します。また、バリアフリーについての理解促進のため広報・啓発活動を行います。
共同型福祉のまちづくりの推進	県や社会福祉協議会、民生委員等関係団体との連携を強化し、ケース会議等、迅速に対応できるシステムを構築します。また、研修参加等によりコーディネーター、ボランティアの養成を進めます。
学校施設のバリアフリー化の推進	児童生徒の安全確保と教育環境向上のため、校舎等のバリアフリー化を推進します。
公共交通による移動手段の確保	路線バスによる交通手段確保のほか、福祉バスやスクールバスの有効活用を検討します。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動支援を行います。また、新規の事業参入について、協議・働きかけをしていきます。
意識啓発	障害者が災害や事件、事故などに巻き込まれることがないように、普段からの心構えや対策などに関する情報提供を行うことを通じて意識高揚を図ります。
災害対策の推進	障害者等の災害時の支援や救助が円滑にできるよう、障害者をはじめとした災害時要援護者の支援台帳を整備するとともに、防災意識への高揚を目指します。
「阿賀町地域防災計画」に基づく防災体制の推進	障害の内容に合わせた迅速かつ的確な情報伝達方法と避難誘導支援体制など、各機関・各部門との連携を強化し、防災訓練を実施するなど、地域防災計画に基づき防災体制の強化を図ります。
避難所の環境整備	障害者が不安なく避難所での生活を送れるよう、必要な医療や人員を確保ができる体制を整備します。また、避難所に指定されている公共施設については、優先的にバリアフリー化を進めていきます。
感染症対策の推進	各事業者施設の感染症対策の徹底、障害者への感染予防対策の支援を行います。
阿賀町地域見守りネットワーク「いだがねえネット」	障害者等が地域で安心して暮らせるよう、地域住民が一体となった見守り活動を行います。

6 広報・啓発活動の推進

障害者施策は住民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、民間団体等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を効果的に推進します。

（１）広報・啓発活動の充実

障害者基本法の定められた「障害者週間（12月3日～9日まで）」における行事等を中心に、住民、ボランティア団体、障害者団体などの参加による啓発活動を推進します。

また、誰もが障害者等に手助けすることができる「心のバリアフリー」を推進します。

（２）障害者理解の促進

住民の障害及び障害者に対する正しい知識や障害者の理解を深めるため、障害者合同フォーラムを行い障害者理解の促進を図ります。

障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進します。

（３）情報提供の充実

障害者が利用できる各種福祉サービスや生活に関わる情報まで、広報や町ホームページ、相談支援事業所等を通じた的確な情報提供を行います。

また、視覚障害や聴覚障害などによる情報の入手が困難な障害者には、わかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

主な施策

施策名称等	施策概要
広報・ホームページの 充実・活用	必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報やホームページの充実を図ります。広報やホームページを活用し、障害者や障害に対する理解を住民に働きかけます。
パンフレットの作成・配布	障害福祉サービスをはじめ、障害福祉に関わる情報を掲載したパンフレットを作成し、配布します。
イベントの開催	障害者合同フォーラム等の各種イベントを通じて、障害者との交流機会をつくり、障害に対する正しい知識、障害の特性等の障害に対する理解の促進に努めます。
ボランティアセンターとの 連携・活用	ボランティア活動は、障害者を支えるだけでなく、障害者との交流による障害者に対する理解が図られます。そのため、ボランティアセンター等の関係機関との連携及び活用により人材の確保と育成に努め、継続的な活動が行われるよう支援します。
障害者団体への支援	身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会など、障害者団体への補助金の交付など支援に努めます。

第5章 第6期障害福祉計画

■ サービスの体系

サービスは、個々の障害者の障害程度や勘案すべき社会活動や介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に提供できる「地域生活支援事業」に分けられます。

また、「障害福祉サービス」は、「介護給付」「訓練等給付」「障害児支援」「相談支援」「補装具」に分類されます。

【障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス体系】



※地域生活支援事業（任意事業）については、町で実施している事業です。

1 第5期計画の目標の達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、令和2年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定していました。

国の基本指針

○令和2年度末において、地域生活に移行した者の目標を設定。

ア 令和2年度末において、平成28年度末の時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【実績】

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度末時点での入所者数(A)	27人	27人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	25人	22人	令和2年度末時点の利用人員 ※平成28年度末時点から7名退所しているが新規入所も2名あった為22名
【目標値】入所者数削減見込み(C=A-B) 削減率=C/A×100)	2人 7.4%	5人 18.5%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数(D) 地域移行=D/A×100)	2人 7.4%	2人 7.4%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

【評価】

施設に入所している障害者がグループホームや一般住宅などに移行し、入所者数の削減は国の指針を上回り、地域生活移行者数は目標値に達した数値となっています。主たる要因として町内で平成30年度にグループホーム2棟開所したことが要因です。

今後も地域移行支援先の住居やグループホーム等居住系サービスの充実が必要となっています。また、計画相談支援等を通じて施設入所者の地域移行の可能性を把握していきます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等が包括的に確保されたケアシステムの構築を目標としていました。

国の基本指針

○令和2年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

【実績】

項目	協議の場の有無	
	目標	実績
令和2年度末時点での協議の場	有	無

【評価】

市町村ごとの保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場の設置については、新たな会議の立上げができませんでした。県の数値目標を踏まえながら相談支援や就労支援等の充実、普及啓発の活動を通じて、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう整備に努めます。

（３）地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、居住支援のための機能を地域の実情に応じ整備し、障害者の生活を地域全体で支える仕組みを整備していくことを目標としていました。

国の基本指針

○令和2年度末までに、各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

【実績】

項目	整備の有無	
	目標	実績
令和2年度末時点での地域生活支援拠点の整備	有	有

【評価】

本町では、サービス整備方法として、一施設に各サービスを集約して行う多機能拠点整備型の拠点ではなく、サービスを地域において相談支援センター、日中活動サービス事業所、短期入所施設等の複数の機関が役割を分担する手法の「面的整備型」で整備しました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

阿賀町障害者自立支援協議会就労部会において障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と協力し、実習先や雇用の創出を図り、目標達成できるよう努めてきました。

① 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成28年度の一般就労の移行実績の1.5以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【実績】

項目	目標値	実績	考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数 (A)	2 人	2 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	3 人 1.5 倍	1 人 0.5 倍	令和 2 年度において施設を退所し、一般就労する者の数

【評価】

就労の機会が乏しい中、一般就労への移行は厳しい状況にあります。今後も関係機関と連携し、一般就労移行の推進を図ります。

② 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針

○令和2年度末において、就労移行支援事業所の利用者が、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【実績】

項目	目標値	実績	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	0 人	0 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B = A × 1.2)	2 人 120.0 %	2 人 120.0 %	令和 2 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

【評価】

計画どおりの実績となっています。今後も就労移行支援事業所の利用者増加に努めます。

③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

国の基本指針

○令和2年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合が5割以上になることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

「就労移行率」の定義：ある年度の翌4月1日時点での就労移行支援の利用者数と当該年度中に一般就労へ移行した者の割合

【実績】

項目	目標値	実績	考え方
令和2年度末の就労移行事業所の数(A)	1箇所	1箇所	令和2年度末における就労移行支援事業所の数
令和2年度末の就労移行率3割以上の事業所の数(B)	1箇所	0箇所	令和2年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合(B/A)	100.0 %	0.0 %	令和2年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

【評価】

就労移行支援の利用者数は減少傾向となっています。また、就労移行支援を利用しても2年間の期間中で就職できる人は少ない状況にあります。

事業所の状況や特別支援学校高等部の生徒数を把握しながら、サービス提供の検討が必要です。

④ 就労定着支援利用による職場定着率

国の基本指針

○各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。

【実績】

項目	目標値	実績	考え方
平成 30 年度の新規利用者数 (B1)	0 人	0 人	平成 30 年度中において就労定着支援事業を新規に利用する（見込まれる）者の数
【目標値】令和元年度の職場定着者数 (A1) 職場定着率 = (A1 / B1)	0 人	0 人	B1 のうち令和元年度末までに就労定着支援事業を利用して 12 か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数
	0.0 %	0.0 %	
令和元年度の新規利用者数 (B2)	1 人	0 人	令和元年度中に新規で事業を利用すると見込まれる者の数
【目標値】令和 2 年度の職場定着者数 (A2) 目標値 = (A2 / B2)	1 人	0 人	B2 のうち令和 2 年度末までに事業を利用して 12 か月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数
	100.0 %	0.0 %	

【評価】

就労定着支援による1年後の職場定着率については、企業数や職場環境等により就労定着支援事業所がなく、定着が課題となっています。

今後は、ニーズを踏まえ、事業所に働きかけを行うことが必要です。

2 第6期計画の成果目標

この計画における数値目標は、国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することとなっており、阿賀町では、令和5年度を目標年度として、次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

○令和5年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点での入所者数 (A)	21 人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	20 人	令和5年度末時点の利用者数
【目標値】削減見込み (C=A-B) 削減率 (イ=C/A×100)	1 人 4.8 %	入所者にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活 移行者数(D) 地域移行率 (ア=D/A×100)	1 人 4.8 %	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保します。年1回以上運用状況を検証及び検討します。

項目	数値
令和5年度末時点での地域生活支援拠点等の確保	1 箇所 (令和2年度整備済)
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度 2回 令和4年度 2回 令和5年度 2回

《考え方》

障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、24時間365日相談対応及び緊急時の受入れ体制、専門性・地域の体制づくり機能を有した地域生活拠点の機能の充実を図るため、相談支援事業所たんぽぽ等と福祉介護課福祉係がコーディネーターとなり、対応を行います。検証、検討については年2回程度行う予定です。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等について

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、令和5年度末までに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

国の基本指針

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

- ・就労移行支援事業：1.30倍以上
- ・就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（A）	4 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労者数（B） 目標値 = B / A	2 人 0.5 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
就労移行支援事業		
令和元年度の一般就労移行者数（A）	1 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1 人 1.0 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数
就労継続支援A型事業		
令和元年度の一般就労移行者数（A）	0 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	0 人 － 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労する者の数
就労継続支援B型事業		
令和元年度の一般就労移行者数（A）	3 人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	1 人 0.4 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業による支援で一般就労した人を目標値に設定します。

国の基本指針

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

項目	数値	考え方
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（A）	2 人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】（A）のうち、就労定着支援事業利用者数（B） 目標値 = B / A	2 人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数
	100.0 %	

③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針

令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※「就労定着率」の定義：

過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合
（H30年度報酬改定の考え方）

項目	数値	考え方
令和5年度末の就労定着支援事業所の数（A）	0 箇所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度末の就労定着率8割以上の事業所の数（B） 目標値 = B / A	0 箇所	令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数
	0.0 %	

（４）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	目標	考え方（想定される体制等）
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	町内にある相談支援事業所と連携し実施。
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	無	現在、町内に相談支援事業所が1事業所あり、基本相談（地域生活支援事業）個別給付（計画相談支援等）を行っている。

（５）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	目標	考え方
令和5年度末時点での、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有	県が行う研修や、町自立支援協議会で行う地域の特性に応じた研修等に町内障害福祉サービス提供事業者の参加を励行し、提供する障害福祉サービスの質の向上に努める。

3 障害福祉サービス等の実績と計画

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

居宅介護

(時間、人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 時間 (時間)	計画	330	345	360	273	286	299
	実績	250	277	260	—	—	—
	計画比	75.8%	80.3%	72.2%	—	—	—
実利用 人数 (人)	計画	19	20	21	21	22	23
	実績	19	21	20	—	—	—
	計画比	100.0%	105.0%	95.2%	—	—	—

【評価】

利用者数については微増傾向にありますが、今後も利用できるようサービスの充実が必要です。

《考え方》

平成26年から令和元年度の実績から人数は若干の増加傾向（平均1.057倍）で一人当たりの利用時間については減少傾向にある（平成26年：27時間、令和元年：13時間）為、計画について人数は各年に平均増加率をかけたもので計上しました。時間については令和元年度実績の13時間に人数をかけたものと見込みました。

《確保策》

引き続き提供体制の効率的な活用を行い提供サービスの充実を図ります。また、利用者が望んだ時にサービス提供できる様情報提供、関連事業所等との調整を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により常に介護を必要とする人に、自宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の支援などを総合的にを行います。

重度訪問介護

(時間、人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用時間 (時間)	計画	100	100	100	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－
実利用人数 (人)	計画	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

利用実績はありませんでしたが、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

現在サービス利用者がおらず、今後の利用見込みも現在無い為、0と見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、見込みについてもありませんが、利用者が望んだ時にサービス提供できる様情報提供、関連事業所等との調整を行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に同行し、移動の支援を行います。

同行援護

(時間、人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 時間 (時間)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－
実利用 人数 (人)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

【評価】

利用実績やサービス提供事業所がないため、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

利用が視覚障害者に限られることと町内でサービス提供事業所がないことから0と見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、町内に対応可能な事業所ありませんが、今後ニーズ等の把握に努め、関係機関との提供体制等必要に応じて検討を行います。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする人に、行動の際に危険を回避するための援護や外出時の移動中の介護を行います。

行動援護

(時間、人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用時間 (時間)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－
実利用人数 (人)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

【評価】

利用実績やサービス提供事業所がないため、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

利用が強度行動障害者に限られ町内にサービス提供事業所がないことから0と見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、町内に対応可能な事業所ありませんが、今後ニーズ等の把握に努め、関係機関との提供体制等必要に応じて検討を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の程度が著しく高い人に居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的にを行います。

重度障害者等包括支援

(時間、人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 時間 (時間)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－
実利用 人数 (人)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

【評価】

利用実績やサービス提供事業所がないため、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

利用者が支援区分6、重度訪問介護利用者で四肢麻痺、寝たきりの方で最重度知的障害者等利用者が限られ、町内にサービス提供事業所がないことから0と見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、町内に対応可能な事業所ありませんが、今後ニーズ等の把握に努め、関係機関との提供体制等必要に応じて検討を行います。

訪問系サービスの合計

訪問系サービス 合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	273時間	286時間	299時間
	21人分	22人分	23人分

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を必要とする人に入浴、排せつ、食事の介護などを行い、創作活動・生産活動の支援を行います。

生活介護

(人日、人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	820	820	820	882	900	918
	実績	643	733	779	—	—	—
	計画比	78.4%	89.4%	95.0%	—	—	—
実利用 人数 (人)	計画	52	52	52	49	50	51
	実績	45	45	48	—	—	—
	計画比	86.5%	86.5%	92.3%	—	—	—

※「人日」とは、一人当たりの利用人数を合計して得られた数値です。たとえば、5人の利用者が全員20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

【評価】

概ね計画どおりとなっています。今後も利用できるようサービスの充実が必要です。

《考え方》

平成26年から令和元年度の実績から人数は若干の増加傾向（平均1.0272倍）で一人当たりの利用時間については年度によりばらつきがある。計画の人数については各年に平均増加率をかけたもので計上。日数については平成26年からの平均の18日に人数をかけたもので見込みました。

《確保策》

引き続き提供体制の効率的な活用を行い提供サービスの充実を図ります。また、利用者が望んだ時にサービス提供できるよう情報提供、関連事業所等との調整を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要な身体機能・生産能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害のある人について、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

自立訓練（機能訓練）

(人日、人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	20	20	20	17	17	17
	実績	19	0	20	－	－	－
	計画比	95.0%	0.0%	100.0%	－	－	－
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	1	－	－	－
	計画比	100.0%	0.0%	100.0%	－	－	－

【評価】

利用実績は1人となっていますが、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

平成26年からの実績では平成29年、平成30年、令和2年に各1名の実績のみの為、計画として1名で計上し、人日については平均の17日で見込みました。

《確保策》

県内でも実施可能機関が限られておりますが、利用希望があった場合は、サービスの提供ができるよう関連機関等と調整を行います。

③ 自立訓練（生活訓練・日中）

支援が必要な知的又は、精神に障害がある人に、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のための訓練等を主に日中に行います。

自立訓練（生活訓練・日中）

(人日、人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	20	20	20	10	10	10
	実績	0	12	11	－	－	－
	計画比	0.0%	60.0%	55.0%	－	－	－
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	1	－	－	－
	計画比	0.0%	100.0%	100.0%	－	－	－

【評価】

利用実績は1人となっていますが、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

平成26年からの人数は減少傾向にあり、過去3年間に於いても1名若しくは0名となっており、現在サービス利用者もいないため、人数については1名と見込み、日数については、実績をもとに10日と見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、町内に対応可能な事業所ありませんが、利用希望があった場合は、サービスの提供ができるよう関連機関等と調整を行います。

④ 自立訓練（生活訓練・夜間）

地域生活を営む上で、生活能力等の維持・向上のため、支援が必要な知的・精神障害のある人に、主に夜間に居室その他の設備を利用しながら、食事や家事等での日常生活能力を向上するための支援を行います。

自立訓練（生活訓練・夜間）

(人日、人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	30	30	30	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

利用実績はありませんでしたが、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

平成26年からの実績がなく今後も見込が無い為0と見込みました。

《確保策》

県内でも実施可能機関が限られておりますが、利用希望があった場合は、サービスの提供ができるよう関連機関等と調整を行います。

⑤ 就労移行支援

企業での就労を希望する人について、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に向けた訓練や適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

就労移行支援

(人日、人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	40	40	40	16	16	16
	実績	34	18	37	—	—	—
	計画比	85.0%	45.0%	92.5%	—	—	—
実利用 人数 (人)	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	3	1	2	—	—	—
	計画比	150.0%	50.0%	100.0%	—	—	—

【評価】

利用実績が少ない状況ですが、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

過去数年で一般就労が見込まれる方の利用はありましたが、昨年は1名（現在2年目で継続利用中）、現在新規利用者1名（計2名）。利用の最長期間が原則2年と決まっており、支給については一般就労見込がある方に限られるので、人数は1名、人日は過去6年の一人当たりの利用平均16人日と見込みました。

《確保策》

引き続き提供体制の効率的な活用を行い提供サービスの充実を図ります。また、利用者が望んだ時にサービス提供できるよう情報提供、関連事業所等との調整を行います。

⑥ 就労継続支援（A型）

企業での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労機会の提供を通じ、知識や能力の向上を図ることにより、一般就労に向け知識、能力向上のための訓練を行います。

就労継続支援（A型）

（人日、人／月）

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 （人日）	計画	20	20	20	22	22	22
	実績	19	6	0	－	－	－
	計画比	95.0%	30.0%	0.0%	－	－	－
実利用 人数 （人）	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0	－	－	－
	計画比	100.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

利用実績は少ない状況ですが、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

過去6年間の実績から1名、22人日と見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、町内に対応可能な事業所ありませんが、利用希望者があった場合は、関係機関と調整を行います。また、ニーズ等の把握に努め、関係機関との提供体制等必要に応じて検討を行います。

⑦ 就労継続支援（B型）

企業での就労が困難な人に、雇用契約に基づかない就労や生産活動の機会の提供を行います。

就労継続支援（B型）

（人日、人／月）

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 （人日）	計画	660	680	700	663	731	731
	実績	556	526	587	－	－	－
	計画比	84.2%	77.4%	83.9%	－	－	－
実利用 人数 （人）	計画	33	34	35	39	43	43
	実績	32	32	32	－	－	－
	計画比	97.0%	94.1%	91.4%	－	－	－

【評価】

概ね計画どおりとなっています。今後も利用できるよう、サービスの充実が必要です。

《考え方》

過去6年間の実績で増加傾向。計画として人数は過去3年間の実績の平均の33人に来年度に町内で新規で就労継続支援B型を開始予定の所があり、その増加分を6人（定員10名令和4年度以降は10名で計上）と見込み、過去の平均から人日については一人当たり17日と見込みました。

《確保策》

引き続き提供体制の効率的な活用を行い提供サービスの充実を図ります。また、利用者が望んだ時にサービス提供できるよう情報提供、関連事業所等との調整を行います。

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に、一定の期間にわたり、企業・家族との連絡、調整等の支援を行います。

就労定着支援

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	0	1	1	0	0	2
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

利用実績やサービス提供事業所がないため、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

町内にサービス提供事業所が無く、過去サービス利用者から一般就労に移行した方についても利用がありませんが、町外のサービス提供事業所利用者から見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、町内に対応可能な事業所もありますが、利用希望者があった場合は、関係機関と調整を行います。

⑨ 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体障害の人に、主に日中、病院その他の施設などで行われている機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを行います。

療養介護

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

【評価】

計画どおりとなっています。今後も利用できるようサービスの充実が必要です。

《考え方》

現在サービス利用者から増加見込がない為、現在利用者人数と見込みました。

《確保策》

県内でも実施可能機関が限られておりますが、サービスの提供が必要な場合は、サービスの提供ができるよう関連機関等と調整を行います。

⑩ 短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人に施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます。

短期入所（福祉型）

(人日、人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	110	118	126	91	91	91
	実績	48	71	53	－	－	－
	計画比	43.6%	60.2%	42.1%	－	－	－
実利用 人数 (人)	計画	13	14	15	13	13	13
	実績	10	12	12	－	－	－
	計画比	76.9%	85.7%	80.0%	－	－	－

【評価】

利用者数はやや計画の見込量を下回っていますが、今後も利用できるようサービスの充実が必要です。

《考え方》

直近3年の平均より11名+地域生活支援拠点等事業実施による利用者増加2名で13名、人日については一人当たり7日と見込みました。

《確保策》

引き続き提供体制の効率的な活用を行い提供サービスの充実を図ります。また、利用者が望んだ時にサービス提供できるよう情報提供、関連事業所等との調整を行います。

⑪ 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人に施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます。

短期入所（医療型）

(人日、人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	—	—	—	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	—	—	—	—
実利用 人数 (人)	計画	—	—	—	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	—	—	—	—

【評価】

利用実績やサービス提供事業所がないため、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

平成26年からの実績が無く今後見込が無い為0と見込みました。

《確保策》

県内でも実施可能機関が限られておりますが、利用希望があった場合は、サービスの提供ができるよう関連機関等と調整を行います。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に一定期間にわたり定期的に利用者の自宅を訪問し、一人暮らしに必要な理解力、生活力を補うための支援を行います。

自立生活援助

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

【評価】

利用実績やサービス提供事業所がないため、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

令和2年度にグループホームからアパートでの一人暮らしに移行した事例があった為、1人と見込みました。

《確保策》

現在利用者がおらず見込みについてもありませんが、利用希望があった場合は、サービスの提供ができるよう関連機関等と調整を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で地域において自立した日常生活を営む上で必要な相談等の支援を行います。

共同生活援助

(人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	20	22	22	21	21	26
	実績	21	22	21	－	－	－
	計画比	105.0%	100.0%	95.5%	－	－	－

【評価】

概ね計画どおりとなっています。今後も利用できるようサービスの充実が必要です。

《考え方》

成果目標に沿って地域移行を目指し見込みました。（新規開設事業所の予定はあるが、定員等は詳細が決まっていないため）

《確保策》

引き続き提供体制の効率的な活用を行い提供サービスの充実を図ります。現在町内の実施事業所については満室となっておりますが、利用希望があった場合は、町外事業所等サービスの提供ができるよう関連機関等と調整を行います。

また、さらなる拡充が必要と思われることから、事業者の参入について協議・検討を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所している人に、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

施設入所支援

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	27	26	25	21	21	20
	実績	27	21	22	—	—	—
	計画比	100.0%	80.8%	88.0%	—	—	—

【評価】

利用人数はやや計画の見込量を下回っていますが、今後も利用できるようサービスの充実が必要です。

《考え方》

成果目標に沿って地域移行を目指し見込みました。

《確保策》

施設入所の方については、地域移行を進めている所ですが、必要な方については引き続き提供体制の効率的な活用を行い提供サービスの充実を図ります。

また、新規でのサービス提供が必要な方については入所調整会議への進達を行います。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用希望者が、障害福祉サービスを適切に利用できるように、サービス等利用計画を作成します。

計画相談支援

(人/月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	24	25	26	25	25	25
	実績	22	23	21	—	—	—
	計画比	91.7%	92.0%	80.8%	—	—	—

【評価】

利用人数はやや計画の見込量を下回っていますが、今後も利用できるようサービスの充実が必要です。

《考え方》

過去6年間の平均22人に地域生活支援拠点等事業での利用見込み3人をたして見込みました。

《確保策》

引き続き提供体制の効率的な活用を行い提供サービスの充実を図ります。

また、利用者が望んだ時にサービス提供できるよう情報提供、関連事業所等との調整を行います。

② 地域相談支援（地域移行支援）

施設や病院での長期入所・入院から地域への生活に移行する人に住居の確保や新生活の準備等について相談などの支援を行います。

地域移行支援

(人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

【評価】

利用実績がないため、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

過去の実績より利用が無いため0名と見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、利用見込みもありませんが、利用者が望んだ時にサービス提供できるよう情報提供、関連事業所等との調整を行います。

③ 地域相談支援（地域定着支援）

地域移行支援により一人暮らしを始めた人などに緊急時における連絡、相談のサポートを行います。

地域定着支援

(人／月)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

【評価】

利用実績がないため、今後のニーズを踏まえ提供体制等検討が必要です。

《考え方》

過去の実績より利用が無く、0名と見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、利用見込みもありませんが、利用者が望んだ時にサービス提供できるよう情報提供、関連事業所等との調整を行います。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数**

(回／年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	1	1	1

《考え方》

現在は実施しておらず、今後既存の会議を用いて実施を検討することとし見込みました。

《確保策》

ケアシステムの構築に向け協議の場を設けていきます。

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

(人／年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	20	20	20

《考え方》

現行の会議の参加者で算出し見込みました。

《確保策》

関係機関との調整を行い関係機関からの参加者を確保します。

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(回／年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	1	1	1

《考え方》

現在協議の場が無いため、1回と見込みました。

《確保策》

協議を実施した際に目標設定及び評価を行います。

④ 精神障害者の地域移行支援

(人／年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	1	1	1

《考え方》

実績は無いが1人と見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、利用見込みもありませんが、利用者が望んだ時にサービス提供できるよう情報提供、関連事業所等との調整を行います。

⑤ 精神障害者の地域定着支援

(人／年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0	0

《考え方》

実績が無いため0人と見込みました。

《確保策》

現在はサービス利用者がおらず、利用見込みもありませんが、利用者が望んだ時にサービス提供できるよう情報提供、関連事業所等との調整を行います。

⑥ 精神障害者の共同生活援助

(人／年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	4	4	4

《考え方》

現行3人が利用しているため、1人追加し見込みました。

《確保策》

引き続き提供体制の効率的な活用を行い提供サービスの充実を図ります。現在町内の実施事業所については満室となっておりますが、利用希望があった場合は、町外のサービスの提供ができるよう関連機関等と調整を行います。

また、今後ニーズ等の把握に努め、関係機関との提供体制等必要に応じて検討を行います。

⑦ 精神障害者の自立生活援助

(人／年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0	0

《考え方》

実績が無く利用が見込めないことから0人と見込みました。

《確保策》

現在利用者がおらず見込についてもありませんが、利用希望があった場合は、サービスの提供ができるよう関連機関等と調整を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数

(件／年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	0	0	0

《考え方》

現在町内に相談事業所は1事業所であるため実績がありません。

《確保策》

現在の体制を継続し、必要性の検討を行います。

② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

(件／年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	0	0	0

《考え方》

現在町内に相談事業所は1事業所であるため実績がありません。

《確保策》

現在の体制を継続し、必要性の検討を行います。

③ 地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数 (件/年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	0	0	0

《考え方》

現在町内に相談事業所は1事業所であるため実績がありません。

《確保策》

現在の体制を継続し、必要性の検討を行います。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数 (人/年)

区分	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	1	1	1

《考え方》

県が実施する障害福祉サービスに係る研修へ参加すると踏まえ見込みました。

《確保策》

参加に必要な為の予算措置を行います。

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数 (回/年)

区分	第6期計画			
	有無	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	有	1	1	1

《考え方》

現在実施していませんが、今後年1回程度で見込んでいます。

《確保策》

今後、障害者自立支援審査支払等システム等審査請求の結果を分析し、誤りの多い項目等について文書等で事業所への周知を図ります。

4 地域生活支援事業の実績と計画

(1) 地域生活支援事業の実績と計画

障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障害者が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、地域生活支援事業を実施します。

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る目的で実施します。

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有（中止）	－	－	－

《考え方と確保策》

県と阿賀町、阿賀野市、五泉市による障害者合同フォーラム開催を計画します。

② 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その他家族、地域住民等における地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	－	－	－

《考え方と確保策》

現在、町内には障害者団体等が存在しますが、活動内容がこの事業内容に該当していません。

団体の会員の高齢化、新規加入者がいないことなど団体には課題があり、その課題の解消と併せて事業を検討していきます。

③ 相談支援事業

障害のある人からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

障害者相談支援事業

(箇所／年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数（箇所）	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	－	－	－
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－

基幹相談支援センター

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	－	－	－

基幹相談支援センター等機能強化事業

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	－	－	－

住宅入居等支援事業

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	－	－	－

《考え方と確保策》

相談支援事業については、近年の相談状況を勘案して見込みました。基幹相談支援センター及び基幹相談支援センター等機能強化事業については、特に必要と認められる能力を有する専門的職員をセンターに配置し、相談支援事業所に対し専門的な指導・助言、人材育成の支援を行うことにより、相談支援機能を強化するものです。現在町内に相談事業所が1箇所であるため、今後事業所が複数開設された際に実施について検討いたします。住宅入居等支援事業については、提供体制が整わないため実施しておりませんが、地域移行の促進等によるニーズに留意し、提供体制を検討します。

④ 成年後見制度利用支援事業

阿賀町成年後見支援センターで成年後見制度に関する相談や手続きの支援を行っています。成年後見制度を利用する人に手続きに係る費用や後見人に支払う報酬に係る費用の助成を行います。

成年後見制度利用支援事業

(人／年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

《考え方と確保策》

町の実施要綱の一部を改正します。対象者の要件を明確に定め、対象費用を見直すことで、より支援の幅を広げていきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見を行う団体の活動を安定的に実施するための組織体制を整備します。

成年後見制度法人後見支援事業

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	－	－	－

《考え方と確保策》

阿賀町成年後見センターが主体となって法人成年後見人受任業務を行う阿賀町社会福祉協議会と連携し制度の活用に取り組んでいきます。また、法人後見の適正な活動を行うための支援を行うとともに、市民後見人の養成や活用につながる支援を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業には、「手話通訳者設置事業」「手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業」があります。

手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業

(人／年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人)	計画	－	－	－	1	1	1
	実績	0	1	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

手話通訳者設置事業

(箇所／年)

		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数 (箇所)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

《考え方と確保策》

町では令和元年に意思疎通支援事業実施要綱を定め提供体制を整えました。今後は二一
ズに留意しながら実施要綱の見直しを含め検討していきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人に日常生活を容易に過ごすための用具等の給付を行います。

日常生活用具給付等事業

(件／年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具							
給付件数（件）	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	1	0	1	－	－	－
	計画比	50.0%	0.0%	50.0%	－	－	－
自立生活支援用具							
給付件数（件）	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	1	0	－	－	－
	計画比	100.0%	50.0%	0.0%	－	－	－
在宅療養等支援用具							
給付件数（件）	計画	5	5	5	2	2	2
	実績	0	5	5	－	－	－
	計画比	0.0%	100.0%	100.0%	－	－	－
情報・意思疎通支援用具							
給付件数（件）	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	0	1	0	－	－	－
	計画比	0.0%	50.0%	0.0%	－	－	－
排泄管理支援用具							
給付件数（件）	計画	460	460	460	460	460	460
	実績	410	322	370	－	－	－
	計画比	89.1%	70.0%	80.4%	－	－	－
居宅生活動作補助（住宅改修）							
給付件数（件）	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	100.0%	－	－	－

《考え方と確保策》

平成30年度から令和2年度までの実績及び計画と、今後のニーズを勘案して推計しました。新たに給付の対象となりうる方には、障害者手帳の発行時など事業について説明し必要な方への支援につなげていきます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために手話奉仕員を養成します。

手話奉仕員養成研修事業

(人／年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講習 修了者数 (登録者数) (人)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－
年度末 登録者数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

《考え方と確保策》

手話通訳者設置事業の整備と併せて事業の在り方について検討していきます。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、円滑に外出できるよう、移動を支援する事業です。

移動支援事業

(時間、人／年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間 (時間)	計画	700	700	700	500	500	500
	実績	332	302	300	－	－	－
	計画比	47.4%	43.1%	42.9%	－	－	－
実利用者数 (人)	計画	20	20	20	20	20	20
	実績	16	15	12	－	－	－
	計画比	80.0%	75.0%	60.0%	－	－	－

《考え方と確保策》

現在町内利用者が利用することができる事業者が1事業者のみであり、冬期間は降雪の為に利用できないことから利用者のニーズに全て対応はできていません。今後は町内でも対応可能な事業者の開拓や、町内事業者の新規開設に向けて町内事業所への調整・奨励を行います。

⑩ 地域活動支援センター

障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会や社会との交流の場の提供を行う地域活動支援センターの運営を支援します。

地域活動支援センター

(箇所、人／年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数 (箇所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	－	－	－
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－
実利用者数 (人)	計画	10	10	10	10	10	10
	実績	10	10	10	－	－	－
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－

《考え方と確保策》

平成30年度から令和2年度までの実績及び計画と、今後のニーズを勘案して推計しました。事業を中東福祉会に委託し、「たんぼぼ」と「ひまわりの家」で様々な活動を行っています。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常介助している家族の一時的な負担削減を図ります。

日中一時支援事業

(箇所、人／年)

区分		第5期実績（令和2年度は見込）			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所 (箇所)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	－	－	－
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	－	－	－
実利用者数 (人)	計画	12	12	12	10	10	10
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

《考え方と確保策》

平成30年度から令和2年度までの実績及び計画と、今後のニーズを勘案して推計しました。平成30年度に町内に放課後等デイサービス事業所が開所したことで児童の利用が減少しています。障害者家族との面談を行う相談支援専門員に協力を求め、事業周知を行うなど利用者の拡大につなげていきます。

第6章 第2期障害児福祉計画

1 第1期計画の目標の達成状況

第1期障害児福祉計画では、令和2年度を目標年度とした数値目標を定めていました。
第1期計画の目標とその達成状況は下記の通りです。

(1) 障害児支援の提供体制

障害児支援のため、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを令和2年度までにそれぞれ1箇所確保することを目標としていました。

項目	目標	実績	考え方
児童発達支援センターの設置	0 箇所	0 箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。 (センター機能を充たすような体制の整備を検討していきます。)
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	0 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 (同様の機能を充たすような体制整備を図るとともに、新規事業者の参入を呼び掛けていきます。)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	1 箇所	町単独での設置は困難。圏域内で利用できる事業所を1箇所確保している。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	1 箇所	町単独での設置は困難。圏域内で利用できる事業所を1箇所確保している。

【評価】

町単独での設置と提供体制の整備が困難な児童発達支援センターと保育所等訪問支援事業については、類似の機能を充たすような体制の整備について検討を重ねてきました。

重症心身障害児を支援する事業所の確保については、利用実績はなかったものの圏域内で事業を展開している事業所への受け入れ体制が整っています。

(2) 医療的ケア児に対する支援

阿賀町自立支援協議会療育部会及び新潟圏域連絡調整会議療育部会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議を進めることを目標としていました。

項目	協議の場の有無	
	目標	実績
平成30年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	有	有

【評価】

平成30年度に医療的ケアを必要とする障害児・者の支援に関する検討会を立ち上げました。該当する在宅障害児がいないことから過去に医療的ケアを受けながら在宅で過ごしていた児童の生活を参考に、当時の支援を振り返るとともに現状の把握や対象者の確認を行ってきました。

2 第2期計画の成果目標

この計画における数値目標は、国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することとなっており阿賀町では、令和5年度を目標年度として次のように設定します。

（１）障害児支援の提供体制の整備等

① 障害児支援の提供体制

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1箇所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1箇所以上

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1 箇所	施設整備や専門職の確保が課題となり町単独での設置は困難です。 圏域内にセンターが開設する見込です。町としてこのセンターの利用が可能になるよう協議するとともに圏域での活用に向けた検討も行っています。また類似事業の提供による支援も続けていきます。
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	圏域内開設見込のセンターを町として有効的に活用するための協議を行っていきます。また町の支援策として医療機関や町特別支援教育コーディネーター、保健師等が訪問し専門的指導を行っていきます。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1 箇所	町単独での設置は困難ですが、圏域内に利用できる事業所を確保しています。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1 箇所	町単独での設置は困難ですが、圏域内に利用できる事業所を確保しています。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場の設置の有無
令和5年度末時点での協議の場	有
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	無

《考え方と確保策》

引き続き、阿賀町障害者自立支援協議会療育部会及び新潟圏域連絡協議会療育部会において、医療的ケアを必要とする障害児等の地域支援について協議していきます。コーディネーターについては、医療分野と障害分野の専門性をあわせ持つ人材の確保が難しいことから町単独での配置は困難です。圏域内では既にコーディネーターが活動していることから指導・助言を求め連携を図っていきます。

3 障害児通所支援等の計画

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

児童発達支援

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	12	12	12	6	6	6
	実績	4	0	0	—	—	—
	計画比	33.3%	0.0%	0.0%	—	—	—
実利用 人数 (人)	計画	2	2	2	3	3	3
	実績	1	0	0	—	—	—
	計画比	50.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

【評価】

町内の提供体制は整っていません。実績は圏域内の事業所を利用した件数です。

《考え方と確保策》

平成30年度から令和2年度までに町で開催した類似事業の実績及び見込量と、今後のニーズを勘案して推計しました。既存事業所に加え、圏域内で開設見込の児童発達支援センターでの支援が活用できるよう協議するとともに、町としては類似事業の提供体制の充実を図っていきます。また、サービスについて十分な理解が得られていないことも考えられますので、情報提供の充実を図り必要とする障害児の利用につなげていきます。

② 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。

医療型児童発達支援

(人日、人/月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	—	—	—	—
実利用 人数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	—	—	—	—

【評価】

該当児がいませんでした。

《考え方と確保策》

該当児不在の状況が続いていますが、支援を必要とする児童の把握に努めます。支援可能な事業所が圏域においてもなく、県内で1箇所のみとなっています。

③ 放課後等デイサービス

日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動等を学校との連携・協働により支援を行います。

放課後等デイサービス

(人日、人／月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	230	230	230	120	120	120
	実績	54	116	120	－	－	－
	計画比	23.5%	50.4%	52.2%	－	－	－
実利用 人数 (人)	計画	13	15	15	11	11	11
	実績	7	11	11	－	－	－
	計画比	53.8%	73.3%	73.3%	－	－	－

【評価】

平成30年度に町内に事業所が開設しました。

《考え方と確保策》

令和元年度から令和2年度の実績及び見込量と、今後のニーズを勘案して推計しました。今後、提供サービスをより充実させ個々の特性に応じた支援の提供に努めます。また、サービスの目的や内容、利用までの流れ等について十分理解されていないことも考えられますので、積極的に情報発信を行うことで必要とする障害児の利用につなげていきます。

④ 保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への対応のための専門的な支援を行います。

保育所等訪問支援

(人日、人／月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	－	－	－	2	2	2
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－
実利用 人数 (人)	計画	－	－	－	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

【評価】

町の提供体制は整っていません。

《考え方と確保策》

平成30年度から令和2年度までに町で開催した類似事業の実績及び見込量と、今後のニーズを勘案して推計しました。圏域内で開設見込の児童発達支援センターでの支援が活用できるよう協議していきます。また、町の支援策として医療機関や町特別支援教育コーディネーター、保健師等が保育所を巡回しながら保育士に向け障害児への関わり方について専門的指導を行っていきます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

(人日、人／月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 日数 (人日)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－
実利用 人数 (人)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

【評価】

該当児がいませんでした。

《考え方と確保策》

該当児不在の状況が続いていますが、支援を必要とする児童の把握に努めます。支援可能な事業所は圏域にもなく、県内で1箇所のみとなっています。

(2) 障害児相談支援等

① 障害児相談支援

障害児または保護者の意向を踏まえて障害児支援利用計画を作成し、利用しているサービス等の利用状況を検証し障害支援利用計画の見直しを行います。

障害児相談支援

(人／月)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用 人数 (人)	計画	5	6	6	6	6	6
	実績	2	4	4	－	－	－
	計画比	40.0%	66.7%	66.7%	－	－	－

【評価】

平成30年度に町内に放課後等デイサービス事業所が開設したことで利用が増えました。

《考え方と確保策》

平成30年度から令和2年度までの実績及び見込量と、今後のニーズを勘案して推計しました。相談支援事業所を中心に児童通所サービスの提供事業所とも連携を図り必要な支援につなげていきます。また、相談支援事業所の役割等について十分な理解が得られていないことも考えられますので、情報提供の充実を図り必要とする障害児の利用につなげていきます。

② 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

(人/年)

区分		第1期実績（令和2年度は見込）			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数 (人)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	－	－	－	－	－	－

【評価】

人材の確保が難しく配置につながりませんでした。

《考え方と確保策》

コーディネーターについては、医療分野と障害分野の専門性をあわせ持つ人材の確保が難しいことから町単独での配置は困難です。圏域内で活動しているコーディネーターからの指導・助言を受けながらその役割について検討していきます。

(3) 発達障害者等に対する支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

ペアレントトレーニングとは、保護者が子どもとのよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けプログラムです。
(人/年)

区分	第2期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	3	3	3

《考え方と確保策》

現状のペアレントトレーニング等支援プログラムの実施状況及び町における発達障害者等の数を勘案し受講者数を見込みました。子育てについて家庭内だけで悩み、苦しまないようこども・健康推進課が中心となり支援していきます。

②ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターとは、自らも発達障害のあるお子さんの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者を指します。メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ保護者に対して共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

(人/年)

区分	第2期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0	0

《考え方と確保策》

町ではペアレントメンターとして活動いただける方がいません。人材を育成するための養成研修を町単独で実施することは困難ですし、人材確保が大きな課題です。

③ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポートとは、同じ悩みを持つ者同士や発達障害児を持つ保護者同士が集まる場を提供することです。

(人/年)

区分	第2期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0	0

《考え方と確保策》

ピアサポートの開催実績はありません。今後についても参加者の確保が難しいと考え開催は見込んでいません。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

広範にわたる本計画の各施策・事業を確実に実行し、適切に機能させていくために、行政各分野との連携をはじめ、近隣市との連携、当事者団体やボランティア団体、地域の事業者、住民・企業・医療機関・各種団体との連携の強化を図り、総合的かつ組織的に計画を推進します。

2 自立支援協議会との連携

阿賀町障害者自立支援協議会は、相談支援事業の適切な運営及び障害福祉に関する事業に関して中核的な役割を果たす協議の場を設け、事業の円滑な推進を図ることを目的としています。

本計画における障害福祉サービスによる取り組みを推進するにあたっては、障害者自立支援協議会からの意見・提言等を踏まえ、事業を実施していきます。

3 サービスの質の確保と人材の育成・確保

サービス提供事業者に対しては、県との連携を図りながら、質の確保に努めます。

また、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携を推進します。

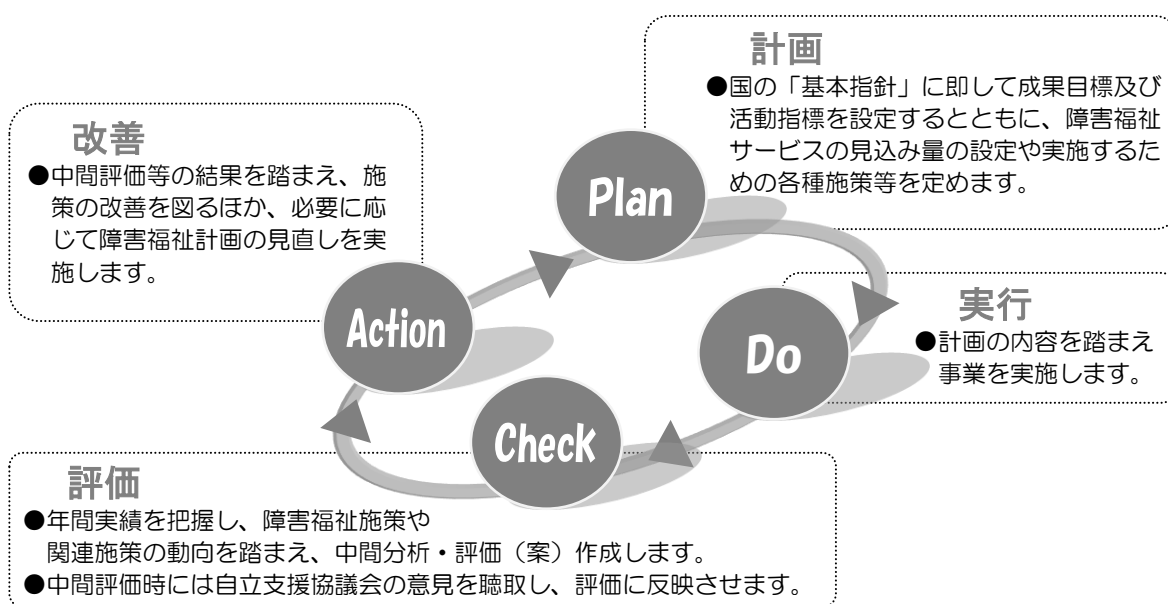
人材の確保については、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な発信を行っていきます。

4 計画の進行管理・評価

障害者福祉施策を円滑に推進するためには、計画の進行管理を適切に行い、事業の評価や新たな課題への対応などを行うことが必要です。

計画に係る進行管理はPDCAサイクルを活用し、障害者福祉事業における毎年の施策の進捗状況などの基礎的なデータの収集・整理（アウトプット）を行い、計画全体の成果（アウトカム）について各年度において、点検・評価を行い施策の改善につなげていくことで、社会状況や福祉ニーズ等の変化に対応した計画の効果的かつ継続的な発展を図っていきます。

計画のPDCAサイクルの実施



5 計画の周知

本計画を住民及び関係団体へ広く周知し、障害や障害者への理解を深めてもらうとともに、計画実現へ向けた協力を呼びかけていきます。また、推進にあたって必要な人材の育成・確保について各団体及びボランティアなどへ協力を依頼し、計画達成に努めます。

資料編

1 阿賀町障害者自立支援協議会 計画策定委員会 審議経過

年 月 日	内 容
【第1回】 令和2年9月29日（火）	・阿賀町障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定に係る概要説明
【第2回】 令和3年2月1日（月）	・阿賀町障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画（案）について ・パブリックコメントの結果検証
【第3回】 令和3年3月10日（水）	・阿賀町障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画（案）について

2 阿賀町障害者自立支援協議会 計画策定委員会 委員名簿

	区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	学識経験者	阿賀町社会福祉協議会	会長	長 谷 川 勇	会長
2	障害者団体	手をつなぐ育成会	会長	清 野 政 裕	副会長
3	障害福祉サービス 事業関係者	社会福祉法人東蒲原福祉会 特別養護老人ホーム東蒲の里	施設長	清 野 光	
4		社会福祉法人中東福祉会 たんぽぽ	センター長	渡 部 文 彦	
5	相談支援事業 関係者	社会福祉法人中東福祉会 たんぽぽ	相談支援 専門員	宮 澤 佳 織	
6	保健・医療関係者	こども・健康推進課	課長補佐	藤 安 まゆみ	
7	教育機関関係者	県立五泉特別支援学校	校長	大 竹 嘉 則	
8	行政機関関係者	新潟地域振興局健康福祉部	副部長	吉 田 智	
9	行政機関関係者	学校教育課	課長	清 野 郁 男	